

平成27年度宍粟市予算決算常任委員会（決算委員会）会議録（第4日目）

日 時 平成27年9月16日（水曜日）

場 所 宍粟市役所議場

開 議 9月16日 午前9時00分

付託議案

（建設部）

第 81号議案 平成26年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について

第 87号議案 平成26年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 88号議案 平成26年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 89号議案 平成26年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

（まちづくり推進部）

第 81号議案 平成26年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について

出席委員（9名）

委員長	実 友 勉	副委員長	大 畑 利 明
委員	稲 田 常 実	委員	林 克 治
〃	福 嶋 齊	〃	榎 橋 美恵子
〃	岸 本 義 明	〃	山 下 由 美
〃	伊 藤 一 郎		

出席説明員

（建設部）

部	長 鎌 田 知 昭	次	長 尾 崎 一 郎
次	長 福 岡 清 志	次長兼建設課長	花 井 一 郎
建設課副課長兼工務係長	谷 口 宗 男	建設課副課長兼補修係長	北 本 竜 二
建設課副課長	祐 谷 佳 孝	建設課副課長	石 原 佐 市

建設課副課長 田中 藤夫

土地対策課副課長 中村 仁志

水道管理課長 福井 功

上下水道課長 太中 豊和

土地対策課長 寺田 美喜也

都市整備課長 西村 吉一

水道管理課副課長兼管理係長 春名 良信

上下水道課副課長 坂井 高誉

(まちづくり推進部)

部長 坂根 雅彦

次長兼人権推進課長 富田 健次

市民協働課副課長 菅野 達哉

消防防災課長 田路 仁

一宮市民局副局長兼まちづくり推進課長 井上 憲三

千種市民局副局長兼まちづくり推進課長 幸福 定利

次長 清水 忠二

市民協働課長 樽本 勝弘

人権推進課副課長兼総合相談係長 大田 敦子

消防防災課副課長兼危機管理係長 吉田 忠弘

波賀市民局副局長兼まちづくり推進課長 松木 慎二

事務局

次長 前田 正人

主幹 岸元 秀高

主幹 清水 圭子

(午前 9時00分 開議)

実友委員長 皆さん、おはようございます。

今週に入りまして爽やかな天気が続いておりましたけれども、きょうは少し下り坂、そんな日になってまいりました。きょうは決算委員会第3日目を迎えました。委員の皆様方には連日の審査、非常にお疲れのことだというふうに思いますけれども、きょう一日また一つよろしく願いをいたします。

建設部の皆さんにおきましては、きょうはお疲れさまでございます。どうかよろしく御審議のほう、お願いしたいというふうに思います。

それでは審査に入る前に一言、私のほうからお願いをしておきます。職員の説明及び答弁につきましては、自席でお願いをいたします。着席をしたままでお願いをしたいというふうに思います。どの説明職員が説明及び答弁するかは、委員長席からは判断ができませんので、説明職員につきましては挙手をしていただいて、「委員長」と発言をして、委員長の許可を得て発言をしてください。事務局においてマイクの手続きを行いますので、赤いランプが点灯しましたら、発言をしていただきたいというふうに思います。

それでどうか、建設部の皆さん、よろしく願いをいたします。

鎌田部長、説明をお願いします。

鎌田建設部長 おはようございます。

連日の審査、御苦労さまでございます。本日は建設部ということで、よろしくお願いしたいと思います。座らせていただきます。

この予算決算常任委員会に付託されました建設部にかかります26年度決算の概要について、説明をさせていただきます。審議いただく議案は御承知のとおり、81号議案の一般会計歳入歳出決算の関係部分、それと87号議案の下水道特別会計歳入歳出決算から89号議案の26年度水道事業特別会計の決算までとなっております。

26年度における事業につきましては、市のまちづくり指標となるべき後期基本計画の六つの柱のうちの一つ、快適な生活と交流を支える活力あるまちづくりを目標に、建設部では道路網の整備、防災対策、交通安全対策、公営住宅や上下水道整備等の住環境整備並びに施設の長寿命化などを中心に組み立てまいりました。またこの六つの柱のうち別の柱、人と人、人と自然に優しいまちづくりに当たります親水空間づくりとして、揖保川の河川敷遊歩道に思い出陶板を張る、みんなで創る夢の小径事業を創設しまして、陶板の作成に着手もしてまいりました。

国県におけます社会資本整備につきましては、防災減災、老朽化対策に重点を置

いて、選択と集中の中で対策が講じられてきたところではありますが、そのうちの一部が繰越予算等で本年度にも引き続いて事業が進められているところでもあります。市においても、社会基盤整備については住民に密着した課題であり、地域の独自性を生かした事業に取り組んできたところでもあります。

それではまず81号議案、平成26年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の建設部概要について、御説明申し上げます。26年度の一般会計歳出決算額約238億4,500万円のうち、土木費に総務管理費のうち土地利用調整費と地域創世事業費の一部、社会福祉費のうち福祉世帯水道料金等助成金、衛生費のうちコミプラ関係分、農業費のうち地籍調査費用等や災害復旧費のうち公共土木施設災害復旧費を加えた約33億3,600万円で、市全体決算額に対しまし14%を占め、前年度対比で約7.8%の減となっています。

繰越及び不用額に大きな金額を計上している要因としまして、入札執行による確定や道路河川事業の用地及び物件補償について、年度末までに契約が済み、登記完了ができない箇所は繰り越しし、契約に至らない箇所については一旦不用額として処理をし、新年度予算に再度計上したことなど、それからコミプラ施設の故障に伴う更新において、機器の一定製作期間を要したことなどが大きな要因であります。

事業の主な内容としまして、新しいものをつくるから今あるものを守るということに重点を置きながら、通常の道路河川改良事業に加え、道路舗装、橋梁等急増しますインフラの老朽化対応として、それぞれの長寿命化の取り組みや、里道、水路等各自治体の管理でお願いしている公共施設等の良好な維持管理を図り、地域コミュニティ活動の活性化を図るための修繕、原材料支給制度の活用、県民局独自事業の小規模生活道路支援事業によるふるさとづくり推進事業の取り組み、通学路安全対策として通学路緊急合同点検計画に基づいた安全対策、ふるさと意識醸成のためかわまちづくり事業と合わせた、みんなで創る夢の小径事業の取り組み、土地管理の迅速性、正確性をより一層進めるため、地籍調査事業の推進、公園整備の充実を図るため本多公園トイレの建てかえ、社会情勢の変化により長期未着手となっている区画整理事業の一旦廃止、またコミュニティ・プラント施設10カ所の安定した維持管理などに取り組んできたところでもあります。

次に、87号議案、26年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算及び88号議案、平成26年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。下水道事業特別会計では、歳入約17億5,790万円に対し、歳出が前年度比約1.6%増の約17億5,690万円で差し引き額が約100万円となりました。繰越につきま

しては、庄能地内の道路改良事業の繰り越しに伴います下水道管布設工事を、平成27年度へ920万円で繰り越しをしております。歳出の中で公債費が占める額は約13億3,000万円で、歳出全体の約76%となっております。農業集落排水事業特別会計においては、歳入が約7億1,750万円に対して、歳出は前年度比約11.3%減の約7億1,610万円で、差し引き額は約140万円であります。繰越につきましては、西河内地内の道路改良事業繰り越しに伴います下水道管移設工事を27年度へ80万円で繰り越しをしております。この会計におきましても、下水道事業特別会計と同様に、公債費の額が約5億3,700万円で、歳出に占める割合が約75%と高い数値となっておりますが、どちらの特別会計も起債償還のため資本費平準化債を発行している状況であります。

事業の主な内容としましては、下水道処理区については、現在宍粟市地内で公共下水道及び特定環境保全公共下水道10カ所、それから農業集落排水が22カ所の処理区と、それに伴うマンホールポンプ390機を維持管理しております。また公共下水道施設長寿命化事業として、千種中央浄化センターの監視制御設備更新実施設計業務や、道路改良に伴う下水道管の移設、老朽下水道管の更新、また新規加入による公共ます設置工事などに取り組んできたところであります。26年度の全ての下水道加入人口は4万118人で、普及率99.1%となっており、水洗化等による接続人口は3万7,139人で、接続率は92.6%であります。接続率については、毎年少しずつではありますが伸びております。が、平成26年度は25年度からの伸び率が約0.2%増と余り伸びておりませんが、この要因として考えられるのは高齢者世帯が接続されないことや、合併浄化槽の設置が原因かと考えられます。下水道使用料につきましては、平成26年の7月1日より人頭制区域の料金を従量制料金に一本化し、市内の下水道使用料を統一することで料金の適正化を図ってまいりました。下水道使用料の滞納額は、昨年度決算よりコミプラを含めた下水道事業全体で約180万円減っておりますが、依然として未収額が多い状況であることから、徴収マニュアルに基づきまして、今後一層滞納処理に力を入れ解消をしてまいりたいというふうに考えております。

続きまして89号議案、平成26年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。上水道事業につきましては、平成25年度まで旧山崎町のみの事業でありましたが、平成26年度より下宇原簡易水道区域を除いた市内の簡易水道区域を統合いたしました。これにより、例年とは比べられないほどの大きな額となっております。また46年ぶりの地方公営企業法の改正等によりまして、決算書の項目や数

値も大きく変わりました。このため例年とは比較にならないところが多数ございます。

決算状況であります。水道事業特別会計の平成26年度末の事業収入は13億3,996万円で、前年度に比べ金額で7億5,390万円、対比にしまして177.7%となっております。事業費用は15億4,214万円で、前年度に比べ金額で9億5,897万円、対比で266.4%となりました。この大幅な数字の増については、簡易水道の統合によるものです。繰越明許費が280万円あり、内訳につきましては山崎町庄能地内の市道バイパス工事に伴う新設工事増の市道道路改良工事に伴う水道管移設の関係で、翌年度へ繰り越しております。

26年度の給水状況は、給水件数1万4,304件、給水人口3万9,710人で、平成25年度より人口で1万6,434人増加しております。また有収水量は359万6,000トンで、25年度より146万7,000トン余り増加しております。これは簡易水道事業の統合によるものであります。年間総排水量は422万トンで、有収率は85.19%と、25年度より2.81%下がっておりますが、この数値は簡易水道事業を統合した結果であります。

事業の概要であります。26年度におきましては平成23年度より継続して今宿取水場の複数化を目指して、上水道水源確保事業の水源調査を行いました。次に上寺浄水場の老朽化した設備等の第2期改良工事と旧簡易水道統合事業計画に基づきまして、平成24年度より各施設の遠方監視システムの整備工事を行いました。この事業は穴粟市の管理している光通信ネットワークを利用して、上寺浄水場、本庁、各市民局で遠方監視できるようにし、異常の早期発見や迅速な対応を可能にしようというもので、波賀管内の各施設分を整備いたしました。また一宮、波賀管内の老朽化した施設設備の更新改良事業も行いました。この二つの事業につきましては、補助金の期限があります平成28年度まで順次整備してまいります。

以上、26年度の事業及び決算の概要を説明いたしました。資料の概略の説明だけ申し上げます。資料の目次をめぐっていただきまして、81号議案は2ページからの28ページ、それから87号議案につきましては29ページから33ページ、88号につきましては34から37ページ、89号議案は38から45ページ、以下、上下水道関係の参考資料を添付させていただいております。詳細につきましては、質疑の中で担当課よりお答えしたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

実友委員長 説明は終わりました。質疑を行います。まず通告のある委員から質疑を行います。きょう通告が出ておりますのは1名でございます。大畑さんも今

回5項目質疑をされます。そのうちの1項目、2項目につきましては建設課関係となっています。それから3番、4番につきましては都市整備課関係、それから5番については上下水道関係ということになりますので、関係課部分1、2を一度まとめて質疑を行い、その後も3、4そしてまた5と、3回に分けて行います。途中で皆さん方の関連でありますとか、それから自由な討議、質疑をやっていただきたいと、1番、2番が終わりましたらその間で皆さん方の質疑をお受けしたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

実友委員長 それでは通告に従いまして、大畑副委員長の質疑をしてください。

大畑副委員長。

大畑副委員長 おはようございます。通告に従いまして質疑をさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

まず建設課関係でございますが、今、部長のほうから26年度の事業を進めるに当たっての指針が述べられましたけれども、私はまず1点目は、道づくりに取り組む視点というふうに書いておるんですが、これは道路だけではなくて水路も含めてお話しさせてもらおうかなというふうに考えております。

ただいまもありましたけれども、人口減少の現在の状況とか、それから老朽化とか、社会資本整備に関してはいろんな要件がこれまでとは変わってきているというふうに思うわけですね。そういう意味で、建設部としてもその視点としては、新しくつくっていく方向から今あるものを守る方向に変えていくんだという御説明がございました。

そういう意味で、まずそれがそういう視点、非常に大事なかなというふうに思うんですけれども、それがどこにどのように定めてあるのか、そのことからまずお伺いしたいと思います。

実友委員長 花井次長。

花井建設部次長兼建設課長 それでは大畑副委員長からありました、道づくりに取り組む、つくるから守るという視点が何に定めてあるかという御質問ですが、これにお答えいたします。

このことにつきましては、市が定めております総合計画の基本構想の中に、施策の展開に当たっての基本的な考え方というものがあります。その後に柔軟な発想に基づく施策の展開といたしまして、後段のほうにこれからの社会資本整備に当たっては、つくるから使う、生かすへの発想の転換、これまでの施策の評価と反省に立

った資源の有効活用を推進することが必要と、若干表現は違いますが定めてあると言えると思います。

また維持管理に重点を置くということは、宍粟市だけではありませんで、県下他市町、それから県、国においても同様でありまして、高度成長期に建設されました多くの建設物がこれから大量に高齢化、老朽化するという課題を抱えております。ですから、つくるから守るという視点はこれらの公共工事におきましても自然な流れだというふうに考えております。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 わかりました。そのことは抽象的な表現としては書いてあるんですが、ではそれを個々具体的に進める場合の施策の方向性みたいなことがどこか別に書いてるのかなと思ったんですが、それは定めていないわけですね。

実友委員長 花井次長。

花井建設部次長兼建設課長 ちょっとそういうものを探しましたけれども、よう見つけられなかったというのが現状です。ただ、今現況で言いますと、先ほども言いましたように道路改良費と維持管理費の関係につきましては、合併後5年間は道路改良費というのは5億8,000万円程度費やしておりましたけれども、以後減っている、これはちょうど平成22年度以降に長寿命化計画、橋梁についての策定をするということで、策定いたしております。ちょうどそれに合わせまして、維持費の関係は合併当初18年度7,200万円程度であったものが、委員指摘のとおり維持費が26年度には1億5,000万円ということで倍増しております。ということで、そういうことが顕著にあらわれているということで、自然にそうになっていっているというのが現状かというふうに思います。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 現実事業の成果なり、中身がそういうふうになっているということかもしれませんが、やはりきちっとした方向性を示して、その方向を明らかにした上で事業をやるというのが説明責任という意味でも大事なかなというふうに思いますので、今、花井次長がおっしゃったような視点というのは、少しきちっと決めていただきたいなということをお願いしておきたいと思います。新年度予算に含めてそういう方向で、こういうことに基づいて予算編成というような形をとっていただければありがたいかと思えます。

そこで、ちょっと26年度のところを聞くんですが、今年度の決算額で見まして道路の新設改良費が約4億円、決算額がございます。これは25年度よりも約1億円ふ

えているというふうに思います。それから道路維持費が今おっしゃったように約1億5,000万円ということで、これは倍増しているということでございますから、その維持費が上がっているというところだけを見れば、守るという維持のほうに力が入っているというふうに思えるんですが、依然として道路の新設改良費がふえている。それで新設改良費と維持費との費用割合で見ますと、7対3ぐらいがまだ新設改良のほうに7割という状態なんですね。

ですから、つくるから守るのほうに方向が変わってきているというふうにおっしゃったのと、具体的な決算額とでは矛盾しているのではないかなというふうに思うんですが、その辺はどのようにお答えになりますか。

実友委員長 花井次長。

花井建設部次長兼建設課長 ちょっと先ほど25年度から26年度、1億ほどふえているとおっしゃいましたけれども、ちょっと私の集計が間違っているのかもわかりませんが、私のほうで道路改良費についていろいろと計算してみましたら、25年度は約4億4,000万円ということで、今年度4億円ということで、4,000万円程度減少しているというふうに認識しております。

それで、過去に遡りまして先ほども言いましたけれども調べましたら、先ほど言いましたように合併後5年間については大体道路改良費5億8,000万円程度でございましたが、以下順に、ほぼ年間3,500万円程度、若干ばらつきはあるんですけれども、減少いたしております。26年度と21年度、ピークである21年度と比べますと約3分の2というふうに把握いたしております。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 額が間違っているのであれば、今説明があったように訂正をしたほうがいいと思うんですが、そういう資料を出していただきたいんです。私この主要施策の成果説明書、これの前年度と26年度の決算比較をして申し上げたので、これに資料提供されていない部分がちょっとよくわからないものですから、そのように申し上げました。では25年、26年の対比の資料をまたぜひ出していただきたいというふうに思います。

それと、わかりました、では改良費のほうも年を追うごとに減ってきて、維持費のほうにふえているということを理解しました。しかしながら、いつも問題になっているこの新設改良、これがやはり各地域からいろんな要望が出されていると思うんですが、優先順位が何によって決まっているのかということの議論がいつもありますが、これについての考え方を少し教えてください。

実友委員長 花井次長。

花井建設部次長兼建設課長 道路改良工事の優先順位につきましては、以前資料提供を求められまして、市の整備の仕方といたしますか、考え方ということで、一応その優先順位を決める資料を提出いたしました。基本的な一般的に道路改良等を行う場合、費用対効果ということで決めるべきなんですけれども、宍粟市がやっております道路改良といたしますのは、割と延長的にも短かったり、いろいろそういう特殊事情が結構あります。

費用対効果だけでいきますと、北部の事業はできないというような形にもなりますので、この合併後この説明責任を果たす上で、こういう考え方で市独自にいろいろと危険度であったり補助率、交通量、それから地元の協力度とかというような、ふだん使わないようなものも含めて10項目ほどを判定基準に優先順位を定めております。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 わかりました。ただ便益だけで推しはかれないということはよくわかります。北部地域でありますとか、あと人口、交通量が少ないところはいいのかという話になってしまうので、そういうことは思うんですけれども、一つはやはり費用対効果というのは重要な要素ですから、それはそれできちっと抑えていく必要があるというふうに思います。

それでその費用対効果の評価の中に、順位を決める中に、地元の協力度みたいなものが非常にウエートが高いということが議論になっていきますよね。ですからそれはまず優先順位が決まった上で協力が得られるかどうかというのは、別の判定基準になると私は思うんですけれども、そのことが便益の中に多くウエートを占めるというのは、地元要望に従って道路整備をやっている印象を否めないわけですね。そうではなくて、やはり市としてこの道がどうしても必要なんだという、あるいは便益性が非常に高いんだというところでの道路のつくり方みたいなものを、まずきちっと出す必要があるのではないかなというふうに思うんですが、その辺いかがでしょうか。

実友委員長 花井次長。

花井建設部次長兼建設課長 おっしゃるとおり、そういうことなんですけれども、基本的に道路改良事業、市が例えばいろんな事業に基づいて市の必要性の上で整備する道路改良と、先ほどありましたように地元からの要望に基づいてするものがございまして。結果的には市が判断するので実証ということにはなるんですけれども、

一般的に地元、あくまで地元の要望に基づいて道路改良を進める上で協力度というのは、やはり全路線、道路として全路線、本来開通して初めて効果が発揮するわけですが、たとえ1件でもその中に協力できない人があったり、難しい場があったら、なかなかそれに事業着手するという事は、過去の例でもありますが、大きな効果を発揮できないという意味ではマイナスであろうということで、今からの考え方としましては、まず地元の協力が無い事業についてそれを進めるということは、やはり大きなデメリットではないかなというふうに考えた中で、この協力度というものを挙げて書いております。

協力度の判定基準の中には、当然土地の提供をしてもらえるものであるとか、協力してもらえるもの、同意は全部ありますよということによっていろいろと分けておりますけれども、やはり本来市が積極的にやるものではない、地元からの要望に基づいての道路改良については、やはりこれが一番重要な部分になるのではないかなというふうに判断いたしております。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 地元の要望でありますとか、協力でありますとか、これが重要な要素ということはよくわかるんです。それは次のステップの問題だと僕は思いまして、まずその便益というのは客観的なデータとして道路の優先順位を決める資料でなければならないと。そこに少し感情論みたいなものが入ってくるのはいかなものかなと思うんですね。

それとかそのB/Cのことでありますとか、あるいは緊急性とか、それから施策上必要性があるとか、そういうことがまずあって、そこに順位があって、その次のステップとして協力が得られるのか得られないのかということが決まっていくんじゃないかなと。そこがもう一緒くたになって順位が決まってくると、市民として何であそこが先になるんだみたいなそんな形になり兼ねないかなという心配をしているわけです。その辺がこう切り分けができないでしょうか。

実友委員長 花井次長。

花井建設部次長兼建設課長 おっしゃるとおり、それとは別物になるのかもわかりませんが、やはり僕ら道路整備を進めていく上では、やはり道路は開通していくと初めて効果が発揮するものだという事で、中に1件でもそういう場所があるということは、やはり優先順位を上げるのにはちょっと難しい部分があるのではないかなというふうに思います。

先ほど来、道路改良費というのは非常に減少いたしております。かつ今後ともま

すます維持費のほうに偏るといふ状況の中で、やったわ途中のまま終わってしまうわといふのでは、せつかく協力していただいた方にも、そのせつかくつぎ込んだお金も無駄にするといふ結果になりますので、そういう意味でも、そういう地元の協力が得られるか、全ての同意がとれるかといふようなことはやはり重要な判断基準にしなければならないのではないかなといふふうに考えます。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 実施に当たってはそのように判断していただいたらといふふうに思います。

それで次に、河川の新設改良と維持といふので、先ほどの道路と同じ視点でお答えいただきたいなといふふうに思うんですが、また額が違っていたらいけませんので、河川の新設改良費と維持費の割合、あるいはその考え方、前年度からどういふふうに推移しているのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

実友委員長 花井次長。

花井建設部次長兼建設課長 済みません、河川についてはちょっと資料をよう整理しておりませんのでお答えできませんけれども、基本的に河川については修繕、河川の新設改良といふふうに置いておりますのは、今回26年度はちょうど山崎小学校の前の道路の暗渠が老朽化によりまして壊れまして、道路が下がっておりました。その分の費用に充てたわけでございます、先ほど言われますこれからは当然市として雨水幹線ということで、町内に浸水したりしますけれども、そういう改良的な要素のものについてはふやして進めていかなければならないんですけれども、今市のほうで上がっている新設改良といふのはそのものであったり、またかわまちづくりの関係の河川にかかる整備の部分等を新設改良費としておりますので、今のところそういうことで、基本的には今上げるのはほとんどが維持にかかるものであるといふふうに考えております。それ以外は市として、新設改良で上げますのは必要、いろんな公園整備とかに合わせましての必要によって上げているという形でございます。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 わかりました。また河川のほう、整理できたら資料をいただきたいといふふうに思います。

ただ市民の方が非常に不安に感じておられるのは、つい先日の関東での河川の堤防決壊とか、ああいう大災害の恐れがこの宍粟市内も大きく一級河川なり県の河川がたくさんあるわけですから、懸念されていると思うんですね。そういう意味で河

川の維持とかにかかると費用が、市が管理している河川というのは余り大きな河川はないと思うんですが、国とか県に対してどのような働きかけをされているのか少し、これは事前通告しておりませんけれども、教えてください。

実友委員長 花井次長。

花井建設部次長兼建設課長 国県に対します河川といいますと、今ちょうど揖保川、国に対しては揖保川の整備をしていただいております。国の場合は昨年度30年計画というものを立てていただいておりますので、その中にあるものを優先してされるんですけども、そこに載っていないけれども、当然浸水であったりそういう可能性のあるところ、またした場所について、いろんな、揖保川に関しましては揖保川河川協力会という協議会がございます。そういう中を通じてとか、千種川に関しましては千種川の改良促進同盟だったですかね、名前がちょっと違うかもわかりませんが、そういうものの中で、要望いたしております。

県に関しましては、当然災害等起こった分については市のほうから、地元からありまして市のほうから県のほうへここがこういうふうになっておるので、改良お願いしますというような働きかけをいたしております。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 わかりました。強く働きかけを求めたいんですけども、21年災害だったでしょうか、河川が田井地区で一部堤防が、まだ暫定高ですけども、あるいは決壊をした例がございますけれども、ああいうものに対する要望というのはきっちりされているんでしょうか。

実友委員長 花井次長。

花井建設部次長兼建設課長 田井地区のちょうど田井の第8隣保というんですかね、あの近所が浸水いたしました。それでその分について、先ほども言いましたが、30年度の整備計画の中に、当初あそこ土砂撤去をした関係で漏れておりましたけれども、実際に浸水しているということで、強力にお願いして入れていただいております。

それ以後、先ほど言いました河川協力会の要望会が毎年国交省を相手に意見交換会という形ですけども、上げます。その中に一応入れてお願いはしております。それ以外にも、先ほど言いました地元自治会も積極的に要望されておまして、全戸の同意書を持った上で国交省のほうへ持参されております。昨年度は私たちも同行いたしまして、龍野の維持出張所のほうへ提出しましたし、今年度はそれこそ、県議と一緒に国交省のほうへ直接要望されております。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 一緒に行かせてもらいました、私もね。ただ国交省側の立場は、30年計画に上がっていないということは、どちらかと言うと安全なんですと、いうように軽くいなされておりますので、余り真剣に受けとめている状況には思いませんでした。

ですから、やはり昔の想定と随分今変わってきているというふうに思うので、最近ホットなああいう、関東での大きな被害によって随分状況が僕は変わったというふうに思うので、さらに強く求めていただきたいなと思います。

実友委員長 花井次長。

花井建設部次長兼建設課長 田井地区については僕、30年計画には入っていると思うんですけども、当然国交省につきましては上流ばかり整備しますと下流のほうであふれると、上下流のバランスをとりながら整備していくんだということで整備されております。その中で現在宍粟市の中では曲里の大井井堰のあたり、それから今、今宿のほうで整備していただいておりますので、順番的なものもあるのではないかと、全体的なバランスをとりながら整備されているということでございますので、来年度あたり曲里の分が大方かたがつきますので、市としてはまた新たな場所として田井を積極的に要望していきたいなというふうに考えます。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 その点またよろしく願い申し上げます。

次に、交通安全施設のほうに移りたいというふうに思います。成果説明書の99ページでございますが、まず初めにこの施策区分が間違っているのではないかとということで訂正してほしいと思います。一番下の生活基盤としての交通網の整備という、これは間違いだというふうに思うんです。間違っていますね。

実友委員長 花井次長。

花井建設部次長兼建設課長 大変申しわけありません。副委員長御指摘のとおり、施策体系が間違っております。施策体系、今512だったんですけども542ということで、正解は542でございます。申しわけございませんでした。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 それでは交通安全施設なんですけれども、市道全般に対する交通安全施設の整備の必要性があるところ、箇所ですね、それが全体でどのくらいあるのかということと、それから毎年通学路の危険箇所の解消ということで、これは学校、PTA含めて土木部の方も一緒になって危険箇所の洗い出しからその後の改善とい

うふうにされていると思うんですけども、その辺が100%危険箇所の解消が図れているのかどうか、その辺ちょっと二つ分けて説明をお願いします。

実友委員長 花井次長。

花井建設部次長兼建設課長 まず、現在市のほうでどれだけの交通安全の整備箇所を持っているかということなんですけれども、基本的に交通安全整備の要望箇所、歩道整備だったり市だけに限らず国県に対する歩道整備については、当然要望としてあるわけなんですけれども、なかなか一長一短にいくものではございませんので、一般的に市がやります交通安全の箇所についてですけれども、基本的には今の時点でどれくらいあるかと言われますとちょっとよう把握しておりませんけれども、26年度に関しますと、一応先ほど言いました通学路の合同点検というのが平成24年度に実施されておりました、以後3年置きに実施しようという形で進んでおります。その分につきましては、昨年度26年度に残っておりました2カ所について、市の分については一応対応いたしました。今のところそれについては100%完了という形でございます。

それで交通安全の、それを含まます対応箇所というのは、基本的に13カ所実施したというふうに思っております。

以上です。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 通学路のほうなんですけれども、市に関するところは100%できているということですが、結構国道の道路沿いを通学路に指定されているところとか、いわゆる国県の幹線沿いを通学路として利用されている箇所で危険箇所というの指摘されていると思うんですけども、その辺はどうなっているんでしょうか。

実友委員長 花井次長。

花井建設部次長兼建設課長 先ほども申しましたけれども、通学路合同点検の中でそういう歩道を整備してくれというものも実際たくさんあります。そういう中で基本的には通学路合同点検、3年間でやり切ってしまうという内容であったんですけども、基本的に今上がっておりますような、例えば五十波での歩道の要望であったり、それから谷とか杉田ですかね、あのあたりの歩道、それから県にしますと今、穴粟下徳久線青木でやっております、ああいう歩道整備については、現実的にすぐ対応できるものではないということで、今やっていただいておりますのは五十波につきましては一応基本的には今、調査を実施いたしております。山側へふれるのではないかとということでいろいろ調査をした上で、事業化になっているというふ

うに判断しております。それからちょうど波賀の谷、杉田のあたりですかね、あのあたりについてもちょっとずつですけれども整備していただいているという状況です。また県におきましては、青木の歩道については引き続き整備するという感じでございます。

若干漏れているかもわかりませんが、以上です。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 この99ページだけを捉えて言いますと、決算額が昨年度の決算額が1,700万円ありまして、本年度1,300万円ほどで、400万円ほど落ちているんですね。全体の整備量がわからないからなんですけれども、これでもって完了したのか、実際この決算額が落ちているのにまだやり残しているところがあるのか、その辺はどうなんですか。

実友委員長 花井次長。

花井建設部次長兼建設課長 基本的に、交通安全にかかる整備ですけれども、先ほど言いました歩道の整備であったり、例えばそれ以外にもいろいろ要望がございまして横断歩道であったり、それから信号機をつけてくれとかという要望もございしますが、これについてはなかなかすぐにはできません。横断歩道等については県警の絡みになるんですけれども、1年間まとめて次の年に現場を確認して、それであるかないか決めるというような、時間がかかります。当然歩道整備につきましては調査をし、測量してそれでいろいろと設計をした上で用地買収等に入らなければならぬということで、なかなか前へ進んでおりません。

そういう中で基本的に整備というのは、市がやります整備についてはほぼそういうことでできておりますけれども、県についてはそういうことで、そういうものを除きましては基本的に軽微なもの、安全の看板を立てたりとか、それからラインを引き直したりとか、そういう軽微なものについては基本的に26年度中、3年間でやってしまうということでございますので、そういう大きなものを除いては、全て完了しているというふうに考えております。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 わかりました。少し教えていただきたいんですが、例えば国道と市道が接しているという場合に、昔であれば鋭角に交差していて、ありましたけれども、最近は取り合いについては直角にということで、交差点改良というのが行われていますけれども、あれは交通安全ではなくて道路改良のほうに入っているんでしょうか。

実友委員長 花井次長。

花井建設部次長兼建設課長 安賀自治会の、安賀のちょうど道の駅の前で整備いたしておりますが、あれは道路改良のほうで整備いたしております。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 この交通安全施設もさまざまな安全対策というのは、今おっしゃったように歩道の改良でありますとか、信号機設置とか、いろんな対策方法があるんだろうと思いますので、非常に難しいかなというふうに思うんですが、私が聞きたいのは、これもいっぱい要望があっても順番がどうなっているんだというようなことをよく耳にするので、こういう整備に関しての基準、優先順位の決め方というのはどういうふうにされているんでしょうか。

実友委員長 花井次長。

花井建設部次長兼建設課長 交通安全にかかる要望、先ほども言いました大きなものを除きまして、基本的には小さなもの、例えばカーブミラーの設置であるとか、防護柵の設置とか、可能なものにつきましてはできるだけ、命にかかわる部分もあると思いますので、できるだけすぐに対応するようにということで、簡単なものでしたら直営班、また緊急業者等を通じてやっております。

ただ、予算を確保しなければできないものについては、予算確保後ということで決めています。ですから特に優先順位というものは決めておりませんで、基本的にはすぐ、できるだけ早くやるというふうにしております。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 わかりました。そうしたら事業効果とかこういうところについては、1,300万円かけてどういう成果があったのか、というのはちょっと具体的に数字で上げないといけないんじゃないかと思うんですね。ただ工事をやったということではなしに、そのことによって何が、どう安全が確保されたのかというのを数値化するというようなことも、これからはちょっと検討していただきたいと思います。

以上で終わります。

実友委員長 よろしいですか。

大畑副委員長の質問につきましては、一時終わります。皆さん方のほうから関連とか、それから以外でも結構です。場所はどこでも結構でございますので、質疑がありましたら挙手をお願いしたいというふうに思います。

伊藤委員 去年のことなんだけれども、小学2年生の子が通学路で、溝ぶたの2センチの幅のところに足を突っ込んでけがをしたケース、建設委員会のほうにお願い

してちょっとどうしたらいいものか聞いてくださいとお願いしたんですけれども、できるだけ、1センチ幅のものと両方ありますよね、今設定されているものが。できたら子供らが通学するところは、改良するときにはできたら1センチ幅のほうがいいような気がするんですけれどもね。どうですかね。

実友委員長 花井次長。

花井建設部次長兼建設課長 そのような事件がありまして、それで基本的に市としましてはそういう歩行者等がある部分については、基本的に細目のグレーチングのものをしております。ただ過去の、道路改良で水路を整備する中で、側溝をふたして、それにところどころ掃除がしやすいようにとグレーチングを入れているわけですが、その分については、今言われるように幅が広がっております。

その分について、具体的にどこでありましたかというふうにお聞きしたんですが、このあたりだということ、ちょっとわからなかったんですけれども、とりあえず市としましては、町内にありますほとんどのグレーチングが今言う目の大きなものですので、それを全てかえるということはなかなか難しいと思いますので、せめて今後整備する上で、また取りかえる上ではそういう細目のグレーチングを使用したいなというふうに考えております。

実友委員長 よろしいですか。

ほかございませんか。

ないようでございますので、大畑副委員長、続いてお願いします。

大畑副委員長 それでは都市整備のほうに移らせていただきます。きょうも資料をいただいております公園と緑地の整備についてに入りたいと思います。

まず一つ目、小さい話なんですが、審査資料の10ページに寄附金がございます。100万円の寄附がございますが、この都市公園の施設整備の指定寄附ということでございますので、これはどのようなところに使われたのか、その用途について教えてください。

実友委員長 西村課長。

西村都市整備課長 この指定寄附金につきましては、26年度に夢公園を利用されている方から、トイレの改修の一部になればということで寄附金をいただいております。この寄附金につきましては27年度に、今までいろんな要望もあったわけなんですけれども、合併しまして市の庁舎がこちらにも移動しまして、市の顔になる公園というようなことでいろんな集客イベントとかイベントにも利用されておりますが、そういった中で平成12年の7月にできたトイレなんですけれども、当時は軽量鉄骨

でFRPの構造の内外装なんですけれども、そういった中でトイレユニットを組み合わせたもので、パーツ的には老朽化も進んでおるといようなことで、27年度の建てかえに向けての設計に現在入っておる状況でございます。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 わかりました。ちょっととめてもらっていいですか。

実友委員長 はい。暫時休憩します。

午前 9時53分休憩

午前 9時54分再開

実友委員長 会議を再開いたします。大畑副委員長。

大畑副委員長 済みません、それでは審査資料はございません、資料はないんですけれども、きょう提出していただいた公園一覧という資料を用意していただきました。これらを踏まえて御質問させていただきたいんですが、総合計画の中にも公園緑地の整備促進ということであつたわけしております。これは災害時の救急避難場所であつたりとか、市民の憩いの場とかオープンスペースとしての確保ということで位置づけられておるんですが、この都市公園の整備についての状況、目標量、こういうものがどこに、どのように位置づけられているのか、マスタープランのようなものがきちっと定められているのか、その辺ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

実友委員長 西村課長。

西村都市整備課長 現在、公園の一覧をお配りしておりますけれども、この中で都市公園は8公園あります。今まででしたらせせらぎ公園がありましたけれども、河川改修の関係で一つ廃止しております。

こういうような状況の中で、現在ははっきり言いまして新しい公園の整備計画というものは、現在の時点では持ってありませんが、マスタープランと申しますか、都市公園法の中で第3条に目標値を設定するというようなことで、宍粟市の都市公園条例の1条の3の中で、現在市の区域内に設置する都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準ということで目標値を設定しております。それは10平方メートル以上というようにしております。

あと、市街地に設置する都市公園の、市街地の住民一人当たりの敷地面積としては5平方メートル以上というように設定をしておりますが、現時点では目標数には相当数の開きがあります。そういった中で、今後考えていく中では、都市公

園として新規に整備していくか、また合併以後、各旧町の中にはスポーツ公園的なものとかいろんなものがありますので、そういった中でそれも含めた中での整備を考えていく必要があるのではないかということで、先ほど言いましたマスタープランとかありますかという中では、現在はございません。

以上です。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 この穴栗というのは非常に緑とかそういう環境には不自由していませんから、そういう景観的なところでの公園というのは必要ないかなというふうに思うんですが、やはり少子化対策とかそういう面からいうと、これ夢公園でありますとか城の子公園とか非常に小さいお子さん連れの方がたくさん利用されていますよね。こういうものがもっと整備されていくことが僕は必要なんじゃないかなと、いわゆる児童公園とか近隣公園とかというような、そういうレベルのものはそんなに大きな面積は必要ないかというふうに思うので、そういう公園について整備目標みたいなものは今、持っておられませんでしょうか。

実友委員長 西村課長。

西村都市整備課長 最近そういうような指摘を受けるわけなんですけど、いろんな所管の中で今、管理しておる状況の中で、都市整備課のほうで今管理しておるのはこの一覧表なんですけれども、それ以外にもたくさんの公園があります。その状況について、今後把握していく必要があるということは十分認識しております。

また、先ほども言いましたけれども、一宮のスポニックパークであるとか家原遺跡公園であるとか、波賀のメープルとかいうような、いろんな公園として活用できるエリアがありますので、そういった中で他部局との調整の中で今後考えていく必要があるのではないかというようなことは十分認識しております。

それから、また福祉部局との調整の中でも、子育ての中でどういう遊具が必要なのかというようなことも含めまして、今後は検討する必要は十分あると認識しております。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 それと都市公園ですから、都市計画区域内ということになるのかと思うんですが、旧の山崎の既成市街地の中なんか、相当空き地とか空き家なんかかふえてきているというふうに思うんですね。空き家対策なんかの面と、そういうオープンスペースの確保というのは、何かいろんな補助事業があったように思うんです。ですから、都市公園としてのレベルでの整備にはいかななくても、そういう他の

事業を使つてのオープンスペースの確保と空き地、空き家対策みたいな形での取り組み、そういうことも僕は都市整備がやらないとまちづくりが空き家対策だからということではちょっと進まないように思うんですけどもね。だからそういう既成市街地の中の今の状況を変えていくためのオープンスペースなり公園の整備、そういうことについてのお考えはないでしょうか。

実友委員長 西村課長。

西村都市整備課長 今、御指摘がありましたように、現在空き家が相当ふえておりまして、大きな課題となっております。その中で町中のほうでも更地になりまして駐車場とかというようなことになっておる部分もあるんですけども、現在その国のほうの施策の中で危険空き家の除却の中で、危険空き家だけではなしに空き家の活用の中で、公共的に利用する場合にというようなことで自治会等がする場合に補助金が出せるとかというような制度もありますが、現在、宍粟市の中ではそれは取り扱っておりません。

ただ、今言われますように、今後の利活用含めて大きな課題となっておりますので、検討していく必要は十分あると思います。また区画整理事業の変更、廃止に向けた変更の手続を現在進めておりますが、そのエリアの中には、もともとの計画の中にはそういう緑地、公園、街区公園になるんですけども、計画もありましたことから、地元との協議の中で必要な箇所についてはそれも今後検討していくというようなことで説明もさせていただいておりますので、そういった中で検討したいとは思っています。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 ぜひよろしくお願いを申し上げます。

続いて公営住宅のほうに移りたいと思うんですが、公営住宅の関係が、成果説明とか説明資料がどこにも見当たりませんので、これについての26年度の取り組み、あるいは今後の方向について説明をいただきたいと思っております。

実友委員長 西村課長。

西村都市整備課長 26年度の中では、新築等のことはやっておりませんが、26年度、住宅の中にも相当古い住宅もございまして、耐用年数、簡易耐火でありましたら45年とか、木造の住宅であったら30年とかというような中で、それを迎える住宅も順次出てきております。そういった中で、計画によりまして建てかえ計画の中で今まで、最近でありましたら下比地団地1号棟、2号棟ということで24年度、25年度に建てかえをしております。

今後、次の計画の中では、建てかえを計画しておりますし、そういった中で26年度の末ぐらいからその次の建てかえの予定としましては中山台を検討しております。その中で木造住宅とかいろんなことも含めまして、26、27で次年度以降の今後の建てかえ計画についての検討は進めております。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 老朽化による建てかえというのはわかりました。それであと、公営住宅としての必要量ですね。いわゆる低所得者層でありますとか、若者でありますとか、あるいはまたひとり暮らしの高齢者とか、いろんな公営住宅の目的がそれぞれあると思いますけれども、その必要量みたいなものは十分満たしているということなんでしょうか。それとも足りていないという考え方でしょうか。

実友委員長 西村課長。

西村都市整備課長 現在、宍粟市が管理しておる公営住宅は260戸を持っております。その中ではっきり言って空き家もございますし、北部のほうでは募集をかけた場合に募集率といいますか、1件の募集に対して1件であったりゼロ件であったりというような現状も現在ございます。また、山崎南部のほうの地域につきましては、民間の市営住宅もたくさん建っておる状況の中で、市の公営住宅につきましては、県営住宅と市営住宅と両方の中で現在対応しておるわけなんですけれども、県営住宅の中にも数件の空き家といいますか、そういうものもある状況ではあります。

そういった中で、必要量につきましては住宅整備計画の中で、数値としては掴んだ中で、今整備を進めておるわけでありまして。

以上です。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 その必要量というのは、いつの時点で把握された量なんですか。

実友委員長 西村課長。

西村都市整備課長 市営住宅の整備計画で21年度末に定めたものでございます。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 5年経過していますね。ちょっと計画としてはもう既にその段階の、必要量の算定としてはもう古いんじゃないかなというふうに思うので、やはりこれはぜひ検討が要するというふうに思いますがいかがですか。

実友委員長 西村課長。

西村都市整備課長 済みません、宍粟市の住宅整備計画につきましては、平成22年から31年度までの10年間の計画を定めておりまして、その中で中間年といいますか、

ことしが中間年になっていくわけなんですけれども、そういった中で見直しを進めていくと。ただ、今後の5年間といいますか、今からの中山台を建てた場合にはその後の計画にもなってくるんですけれども、そういった中で中間年の見直しを進めていくというようなことを考えております。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 わかりました。よろしく願いいたします。

それと、これまでの公営住宅、ああいう集合住宅を建てていくという観点から、違ったやり方が今進んでいるというように思います。借り上げ公営住宅というやり方ですけれども、いろんなところに私たちも視察に行かせてもらって、移住者を呼び込むためとか、若者への住宅対策として空き家などを借り上げたり、あるいは民間の住宅で空き家になっているところを借り上げて、公営住宅として低廉な家賃で提供していくという方法がとられているというふうに聞いています。

それで島根県のある町では、四つほどのパターンがあって移住者がそれをイーージーオーダーできると、どの種類に住みたいかということをおオーダーできて、その注文に合ったものを提供するというようなことまでされています。ですからやはり、これから財政的にも厳しいですから、大きな箱物をどんどん建てる状況には今ないというふうに思うので、私は既存のストックを利用した借り上げ公営住宅制度みたいなものを活用していくのも一つの方法ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

実友委員長 西村課長。

西村都市整備課長 今、御指摘がありましたように、借り上げ公営住宅というように災害時等はそういうようなことで都市部とかで実際にされております。定住促進とか地域創生の中で現在そういうような話もさせていただくわけなんです、まず現在一番問題となっております空き家の利用といいますか、利活用というのが一番考えられることではないかなと。ただそれが公営住宅としては非常に難しいところもあると思います。料金設定であったり、建物が全て個々に違いますので、そういった中で入居される方の条件であったり、また一般の民間の住宅でも高い家賃を払って入られておられる方も現実的にはあります。そういった中で定住促進、そういう中で考えていく上では、空き家の利活用の中で今言われましたように、他県でもいろんなこともされておりますし、隣の神河町でもいろんなこともされておりますし、そういった中で例えば20年間定額、一定の家賃で住んだらその建物を個人の所有にするとかというようなこともされておられるところもあるようなので、そういっ

た中で今後検討していく必要はあるとは思いますが。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 ぜひ、今、課長おっしゃったような方向で一度検討いただきたいなというふうに思います。

以上で一旦終わります。

実友委員長 伊藤委員。

伊藤委員 公園のことでちょっとお聞きしたいんですけども、最上山公園に物すごくもみじを見に来られますよね。それで聞いてみると確かにきれいなだけでも、規模的には小さいと言われるんです、来られた人がね。それでやはり満足してもらうためには、もうちょっと歩いてもみじが見えることをしないと、あのもみじ山もある意味ですたれていくのはないかなという気がするので、やはり公園として、もみじ公園としての整備計画が必要なんじゃないかなと思うんですけども、どうですかね。

実友委員長 西村課長。

西村都市整備課長 御指摘のとおり、もみじを今後も更新していく、何十年前前に植えられたもみじが今大きなもみじになっておりますが、これを更新していく必要があるのではないかなというようなことで、ことしの当初にも都市整備課とそれから観光、また林業の部署と一緒に現地も歩いたり、公園内を歩きました。またその中には市の中の若手職員も3名ほど同行させまして、どうしたらいいだろうというようなことで検討もさせていただきました。

それで都市整備課のほうとしましては、総合公園ということで都市公園、住民が使う公園として整備していくというようなこともありますし、また今後観光の担当とも連携した中で考えていく必要があるんじゃないかなというようなことで、産業部のほうにももみじ関係の予算も置いていただいておりますが、今後そういった中で長期的な目標を持って整備していく必要があるのではないかなというようなことは認識しております。

実友委員長 よろしいですか。

林委員。

林委員 決算審査なので、ちょっと滞納のことについてお伺いしたいんですけども、この別紙の資料の5ページのところに住宅使用料、滞納状況というのが出ておるんですけども、前年度より若干改善、総トータルでは改善されておって努力されておるといことがあらわれておるんですけどもね、この内容を見てみたら旧

町ごとで随分滞納状況というのが極端に違っておると思うんです。

それで、この住宅使用料の徴収とか収納、これは旧町ごとに各市民局に対応を任せておるのか、本庁が一括してやっておられるのか。市民局に任せておるのでこういう結果が出ておるのではないかと思うんですけれども、どうなんですか。

実友委員長 西村課長。

西村都市整備課長 御指摘のとおり、現在は各市民局での対応をお願いしております。それで本庁におきましても住宅の担当が2名おりますし、あと各市民局のほうで個々に、特にこの表の中で言いましたら山崎と千種というようなことで、山崎自体も非常に滞納がございまして、職員のほうはそちらのほうで動いておるといような状況、また千種につきましては今までの旧町時代からの問題も含めまして、その整理に当たっておるといのが現在の状況の中で、金額としては非常に少ないんですけれども、毎回各家を訪ねまして、努力はしていただいた結果がこういうような状況でございます。

今、御指摘のとおり、千種と山崎につきましては、十分連携する中では考えていかなければいけないということは認識しております。

実友委員長 林委員。

林委員 その山崎と千種については、過年度分の今まで累積でたまっておる部分が多額なので、これはいろいろと事情があつてのことだと思ふんです。それは難しい部分もあるだろうと思ふんですけれども、現年分について見てもこれ、かなり市民局で差があるんです。

ですから、特に一宮市民局のほうは、滞納、未収金ゼロですよ。ですから、本庁で何でもこういう未収がゼロになる対応をしておるのかというようなことを、担当者を集めて一遍一宮のほうを指導するとか、各市民局に。取り入れるとかというような方法をとられたら、ちょっと未収金が減るのではないかと思ふんですけれども、そういう努力はされておると思ふんですけれども、滞納が依然として減らんということなので、今後の課題としてもうちょっと対応を検討してほしいなと思ひます。答弁はいいです。

実友委員長 よろしいですか。

ほかございませんか。

榎橋委員。

榎橋委員 済みません、本多公園のことでちょっとお聞きしたいんですけれども、トイレを快適なまちづくりのために建てかえていただいたことはよかったんですけ

れども、この清掃の管理はどのようになっていますか。

実友委員長 西村課長。

西村都市整備課長 都市公園の管理につきましては、清掃管理等につきましてはシルバーのほうに委託しております。その中で毎回といいますか、午前中はそういう清掃業務にかかわっていただいております。

実友委員長 榎橋委員。

榎橋委員 私、先日倉吉のほうに行ったんですね。そうしましたら町の整備もとてもよくて、またトイレが本当に、さわやかトイレと言うらしいんですけども、本当に気持ちがいいんですね。それでトイレはきれいになった、でもやはり清潔にしていたかかないと、やはりよくないですよ。ですから本当に市民の皆様がそれは本当にきれいにしようということで、ボランティアも入れながらやっていらっしゃるそうなんですけれども、本当に観光協会の方もおっしゃっていましたが、おもてなしの心がどこにあるのかと、そういうものもやはりしっかり把握していただいて、本当にトイレ自体はいいんですけども、やはりきれいでないとか、花一つ飾ってないとか、そういう感じだとやはり心が、来たってほっとしそうだと思わないと思うので、その辺ちょっとよろしくお願いしたいと思います。

実友委員長 西村課長。

西村都市整備課長 御指摘のとおり、トイレ、今までのトイレでしたらそういう汚れが目立たないようなトイレで、非常に御迷惑をおかけしておったわけなんです、新しくした場合には、今言われるように機器もいろんな多目的トイレ等もあります。そういった中で、清掃についても今後十分考えていかなければいけない時期にはきておるとは認識しておりますので、今後検討させていただきたいと思います。

実友委員長 よろしいですか。

ほかございませんか。

よろしいですか。それでは、続いて大畑副委員長。

大畑副委員長 水道事業について御質問させていただきます。

審査資料の48ページでございますが、昨年26年度には水道料金の改定を行っていただいて、若干ですが水道料金が下がったと思いますけれども、この料金が下がっているのかかわらず、滞納額がふえているというふうに私は見たんですけども、間違っていないでしょうか。

それで間違っていなければ、その辺の原因とかというのはどのように把握されているのか、御説明ください。

実友委員長 福井課長。

福井水道管理課長 そうしたら資料の48ページと、それから成果説明の18ページをごらんいただきたいと思います。その下から公立病院水道とありますけれども、その使用料の中で、上水道使用料、簡易水道使用料とあります。しかし簡易水道使用料につきましては、26年度はもう会計がありませんので、空白になっております。その25年度末の未納額ですね、それが3,594万8,050円ありました。これは打ち切り決算にしたために、出納整理期間がないということで、ほとんど3月分の使用料は月末、31日には落ちますので、それが入ってくるのは4月になってしまうということで、上水道会計に持ってきました。そのうち回収できましたのが、3,500万円のうち2,992万310円であります。その差額、26年度決算額の上に簡水分統合分と書いております。その差額が未収額が602万7,740円あります。それでこの会計につきましては、26年の決算額につきましては、簡水とそれから上水の統合の未収額、それから25年の決算額につきましては、26年の3月31日ですから、まだ統合されておられませんので、上水だけの未収額というところに差が出ております。

それで25年度末の簡水と上水の未収額を合計しますと、1億2,940万1,454円となります。それで26年度決算額の1億1,300万円余りから、今言った合計額、1億2,900万円を引きますと、差は1,571万9,974円落ちているということになります。それで特にこの未収額に影響しますのは、ほとんどが3月分の料金ということになりますので、その3月分の料金の調定を比較しますと、大体26年度末で6,172万円、それから25年度末、まだ改正前の金額でいきますと7,143万9,000円、約971万8,000円の減ということになっておりますので、これが料金改定した、そのときで落ちる調定となります。

それでその1,571万9,000円落ちておるんですけれども、3月分の調定で言いますと971万8,000円落ちています。その差額としまして、600万円出てきますけれども、これが大体徴収金額で改善された額ということになるかと思えます。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 端的に言いますと、滞納額が減っているというふうに言っておられるんですね。

実友委員長 福井課長。

福井水道管理課長 現在の滞納額を一番最新の額で比較したんですけれども、26年度の8月末の未収額がどうなっているかということで、同じ条件で25年、26年、それから27年としてみました。そうしたら25年が1億2,500万円、26年では8月末で

は1億1,700万円で、800万円程度落ちていると。それから26年8月末では1億1,700万円、それから27年8月、ことしの8月末では1億1,100万円ですから、530万円ほど減っているという結果が出ております。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 済みません。減っているというのは料金も減りましたから、滞納額は減るというふうに思うんですけれども、実際のその滞納件数でありますとか、そういうものも減っているということによろしゅうございますか。

実友委員長 福井課長。

福井水道管理課長 はい。滞納につきましても去年から大分整理しまして、今、給水停止まではいかないんですけれども、割ときつい、督促も催告も相当かなりやっているということがあらわれたのではないかと考えております。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 わかりました。続いてよろしいですか。

水道の会計全般のことなんですけれども、その審査資料の41ページから45ページぐらいまでにかけて、ざくっとした話になりますけれども、収益的収支の決算額のところで、本年度、26年度の決算額は2億1,000万円ぐらいの赤字になっているということだというふうに思うんですね。ところが収益的支出の中に減価償却費の8億というのがありますから、これは実質金銭的に動いていないものですから、実際の水道経費としては、計算上は2億の赤字けれども、減価償却が8億あるから、実質上は黒字だというふうに捉えていいですか。

実友委員長 福井課長。

福井水道管理課長 このことについてはなかなかちょっと難しいんですけれども、一応今言われましたように、減価償却、これが大分8億、去年2億6,000万、7,000万ほどだったんですけれども、8億にふえています。それと長期前受金がありまして、これについても昔は貸借表で補助金であり、それから負担金であり、そうしたものを持って上がって、それで減価償却に伴う、見合う繰り入れを戻入をしております。これが全然お金が動かないところでありまして、当年度分、損益勘定の留保資金としましては、資本的収支のほうの不足額に充てておりますが、3億8,900万円が充たっておりますけれども、やはり投資的経費のほうで工事費もあるんですけれども、やはりその償還元金が物すごく上がっておりますので、それにも見合わないことになりますので、今までの留保資金、過年度分を使うということになります。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 続いて、今度資本的収支の関係なんですけれども、これについてはいわゆる資産形成に当たる部分として、資本的支出のところがあると思うんですが、配水施設の工事ですとか、あと企業債の償還とか、これはちょっと資産形成になりませんけれども、建設改良費の分ですね、3億4,500万円の金額の部分がこの資産形成になろうというふうに思うんですが、これがまた来年度の減価償却に回るといふふうに考えるわけですか。

実友委員長 福井課長。

福井水道管理課長 この場合、水道事業におきましてはなかなか大きな事業なので、何年かかかると思います。その場合は繰延資産に置いておきまして、それが終わって、初めて完成してから減価償却に入るというやり方をとっております。

実友委員長 大畑副委員長の質問は終わりました。

岸本委員。

岸本委員 先ほどの大畑副委員長の聞きました水道料金の未収金、滞納につきましたですけれども、徐々に減ってきておるとは言いながら、非常に古い平成13年度の分からがずっと残ってきておるわけです。それに対して対応も悪質性によって大分対応も違ってくるんじゃないかと思うんですけれども、いわゆる水道、税金とはちょっとまた性質の違うものですが、家賃を滞納した者が水道も滞納しておる場合ももちろんあろうし、そういうことで下水道も水道も家賃も含めた総合的な対応、寄って情報交換しながらやったださいよということは今まで言ってきたんですが、その対応も水道ですと最終的にはとめてしまうという強硬な手段もあるわけですが、そういう悪質性の割合は、どうなんです、低いんですか。大ざっぱな言い方ですが。

実友委員長 福井課長。

福井水道管理課長 大体、一番多いのが山崎なんですけれども、これにつきましたは当然対象月がありますので、その対象月について何月に執行しますよという形で、全部システムの中で、ヒットしたら全てのところに起こり得るわけです。それが各市民局でも一緒なんですけれども、各市民局におきましては、割と停止ということが人数が限られていますのでないんですけれども、山崎の場合はだいたい給水停止予告だけで40件近く、1回にやっているというところで、とめに行って話ができたらいいんですけれども、もうできなかつたらまず一遍はとめて帰るといふことで、とめて帰りましたらそのときに、当然帰ってこられたらあけるというような作業がありますので、徴収しに行くと、そのときには大体9時ごろまでは電話がかかって

くるといような場合もあります。

それから、とにかくそのときに、文書で書いているんですけども、真に生活困窮の人についてはこちらのほうまで申し出てくださいと、相談にも乗りますよといようなことも書いて出すんですけども、全然音さたもないところについてはまだ悪質と考えております。

実友委員長 岸本委員。

岸本委員 いろんなケースがあるかと思うんですけども、やはりそういう効果はあるんでしょうけれども、ただ、じゃあ先月分は払いますと、過去の分はまだですというケースが結構あるかと思うので、今のをとめてほしくないのだから今は払いますと、それで過去のはそのままといい、消去していくのにやはり順番はそういう本人さんの意向で決まるんですか。

実友委員長 福井課長。

福井水道管理課長 それは大体、とめる人については、北部なんかでは同じ人があがってくるということは、多分対象月だけですね。その分だけは払うで、また次の月もあがってくるような形になっています。

それからこちらのほうに、山崎のほうにつきましては、どうかしてとにかく今の現実の金額は払ってくださいよ、それでまずその月のも払ってくださいよ、それ以上に何ぼかずつ払ってくださいよ、そうしないと減らないよという、そういう指導はしているんですけども。

以上です。

実友委員長 岸本委員。

岸本委員 水道のことだったらほかのことでもいいですか。

実友委員長 結構ですよ。

岸本委員 水源の複数化ということで、平成23年度から事業が始まって、平成30年度まで大方総額で9億5,000万円ほどの総事業費を予定されていると思うんですが、平成26年度、結果的には詳細設定だけで終わって、多額な不用というんですか、そういうものが出ているんですけども、不用額。これほかのことでも聞きたいんですが、最初の冒頭の説明で部長から繰越事業あるいは不用についての簡単な説明があったんですが、繰越事業だけで全部で2億9,600万円、不用額が1億6,900万円と、非常に多額な金額、そのうちこの水源複数化のほうで1億4,300万円使わずに繰り越したといような形になっておるんですけども、これはもともと詳細設計の事業だけだったんですか、平成26年度は。ちょっと最初の予算のときは聞いてなかつ

た、というか資料を持ってないんですけれども。

実友委員長 福岡次長。

福岡建設部次長 平成26年度に団地内に井戸を掘ってするという事で予算計上させていただいておったわけなんですけれども、説明会等々入りました中で、非常に住民の水源枯渇に対する自分の持たれている井戸の数を調査しますと、非常にたくさんあるということで、不安がすごく大きかったもので、まず井戸を掘る前に、水源調査、個人の井戸の調査をしなければならないということで、平成26年度につきましては団地内で25カ所の井戸、また中井地区につきましては53カ所の井戸の調査をしまして、その1年間のデータをもって、今年度井戸を掘りまして、そのデータとの差で枯渇したのか、それとももともと出なかったのか、それとももうどうも余裕がなかったという判断をするために、工事を1年間おくらせたものでございます。

実友委員長 岸本委員。

岸本委員 それで今年度1億4,000万円ほどの予算がついておるわけですね。わかりました。

それともう1点だけ。この遠方監視システムというのがあるんですよね。あれ、今、整備コスト、委託料で出ておるんじゃないかと思うんですが、委託料のなかなか明細が、決算書を見ても委託料として1億5,000万円ほどか何か上がっておるだけで明細がなかったんですが、この遠方監視システムというのは何ぼだったんですか。

わかりませんか。相当結構な金額じゃないかと思うので、監査報告、監査委員さんからの指摘もありますので、ぜひその辺で、前に聞いたときに相当金額も大きかったんじゃないかと思うので、軽減の努力はされてきたのかなと確認したかったんですが。

実友委員長 わかりますか。

岸本委員 また後でも結構ですけれども。

実友委員長 暫時休憩します。

午前10時37分休憩

午前10時38分再開

実友委員長 会議を再開いたします。

太中課長。

太中上下水道課長 遠方監視システムの委託料の件ですけれども、これは平成24年

度から28年度まで設計監理業務ということで委託しております。全体契約額といたしましては3,045万円ですが、平成26年度単年の金額といたしましては307万8,000円ということになります。

以上でございます。

実友委員長 岸本委員。

岸本委員 ということは平成28年度まで今のこの契約は続くと。それで平成29年度以降はまた新規に契約し直すということなので、ぜひまた見直ししていただきたいなと思います。

あと1点だけ。減価償却費が8億円ということで今までよりも5億2,000万円ほどどんと一気にふえたんですが、これは会計システムが変わったと。どういうふうに変ったんですか。

実友委員長 福井課長。

福井水道管理課長 これがみなし償却の影響なんです。といいますのは、みなし償却というのは、例えば配水池を2億円で作ったというときに、例えば簡易水道であれば40%ぐらいの補助金がもらえると、あとは起債だという財源内訳になります。そうした場合に、みなしということはもう補助金をもらったのでそれはもう関係ないだろうということで、落としていました。それが剰余資本金の中の自己資本だと、そういう補助金だという、そういうものであったわけです。しかし減価償却したときに、2億円で作ったものが言ったら8,000万円の補助金をもらって40%の、そうしたら1億2,000万円が借金だと。そうしたら減価償却するのは1億2,000万円だけであるといった場合に、今度同じように2億円のものをつくらうと思えばつくれるわけですね。それで全てみなしを廃止するという制度になりました。ですから2億円、早く言ったら2億円は2億円なんだと。それが長期前受金という形で補填はされるんですけども、当然2億円もの償却をしたときには、その2億円がたまっているという解釈です。

実友委員長 岸本委員。

岸本委員 そうしたら簡単に言えば、今までそういうことで補助金なんかで落としておった分を、今回改めて拾い出して、その分の償却費を上げたと、それで急に5億何ぼもふえたというふうに理解していいんですか。

実友委員長 福井課長。

福井水道管理課長 はい、そのとおりです。

岸本委員 わかりました。結構です。

実友委員長 暫時休憩をいたします。

10時55分まで、休憩をとりたいというふうに思います。

午前10時42分休憩

午前10時55分再開

実友委員長 休憩を解き、会議を再開したいというふうに思います。

山下委員。

山下委員 それでは質問させていただきます。先ほどの岸本委員の質問の中で、実際に給水の停止を行っているという説明があったことに対してお尋ねいたします。

私の考え方としては、やはり水がないと生きていけないということで、給水停止はすべきではない、また憲法25条に明確に規定してあります健康で文化的な最低限度の生活を保障するという点においても、給水停止はすべきではないという立場から質問したいと思うんですけれども、先ほど山崎で40件とかというような数字がちょっと出たように聞いたんですけれども、山崎、一宮、波賀、千種でそれぞれの現在給水を停止されている世帯は何世帯あるのか教えてください。

実友委員長 福井課長。

福井水道管理課長 現在停止しております件数は、山崎が27件、それから一宮が9件、それから波賀はゼロです。それから千種は2件、これは継続してされているとか、例えばもう全然給水の休止届が出ていなくて亡くなられたという方とか、空き家になったとか、それからよそへ転居されたとか、そういうところにつきましては、給水届を出してくださいよと言うんですけれども、なかなか出されないところについては、こちらのほうで職権でするところがございます。

それから、しなければ当然水道料金は基本料金だけでもかかっていますので、その分調定をしたということについては滞納がふえるという結果になりますので、こちらで判断してやっております。

それから一番悪質なところにつきましては、何にも連絡がないと、行ってみたら郵便受けの中には全て青い封筒、水道の関係の封筒なんですけれども、それだけがたまっていると、その家に人は絶対休止届とか催告あるいは督促という封筒だなどということで、全然開けておられない。そういうところについては強硬手段をとらないと仕方がないというところがございます。

それと、生活弱者につきましては、こちらが給水停止するときには全ての福祉の担当部署にかけて、これだけ執行予定ですよと、もし何かあれば、ちゃんとこちら

のほうに執行を停止するなら言ってくださいという言葉は毎回かけております。

それから例えばこの前、8月なんですけれども、8月については3月が対象月となります。対象月から督促を出して、それから督促で入ってこなければ催告を出す。催告をできなければ給水停止予定を出していると、それでもだめだったら通知日を予定日に行きますよということを知りてやるわけなんですけれども、それは大体8月だったら3月の水道料金の未納の方について手続をとるわけなんですけれども、その間の5カ月間ほどの余裕はあるということです。

以上です。

実友委員長 山下委員。

山下委員 今、宍粟市内で給水を停止されている世帯が38世帯ある、宍粟市全体ということで非常に驚いたんですけれども、それでその内容をお聞きいたしましたら、悪質滞納者というのが連絡がとれないとか、非常に生活に困窮していて福祉部との連携がしてあるのかなどかかっていたんですけれども、福祉部に全部連絡をして、それで確認をとりながらとめているというふうに言われたんですけれども、それというのは悪質滞納者とは言えないのではないかと思うんですけれども、私は悪質滞納者というのは実際に払うお金があるにもかかわらず払わないというような人が悪質滞納者だと思うんですけれども、悪質滞納者ではないのではないかと思いますがいかがですか。

実友委員長 福井課長。

福井水道管理課長 悪質滞納者と言われますのは、そこの家に行ってみて、話せたら当然誓約書を書きに来てくださいよとか言うんですけれども、それでも全然連絡してもとれないというような方については、一晩でも、大体その給水停止したときについては大体9時まで待機しておるんですけれども、大体かかってきます。

実友委員長 山下委員。

山下委員 福祉部とも連携をしながらこの38世帯にして水をとめているということですが、その38世帯の方たちがどのような生活をされているのか、教えてください。水がなくてどのようにして生きていかれているのかということも教えてください。

実友委員長 福井課長。

福井水道管理課長 一つは中にはなかなか帰ってこないという家がございます。何日も家をあけるといふ家もありますけれども、大体その日に帰ってくる家については、次の日に来てか、大体火曜日にとめているんですけれども、1日余裕を見て月曜日に大体連絡がくるという家は、いついつ払いに来てくださいと、それから誓約

書で時効停止をしたいと。

それから今考えておりますのは、その税金部署とも一応連絡、余りってはいけないんですけれども、水道の場合は。下水がついて回っていますので、公債権があると考えて連絡はとっておりますけれども、こちらも時効で不納欠損を出すまでについては、逆に言えば徴収停止をかけたりのような検討もしなければならぬと。

それから今のところ、徴収員も回られていますので、その分については徴収員のほうも滞納者については信頼関係を持っているということで、幾らか納めてもらっている家庭については、今のところはそういう措置はとっておりません。

実友委員長 山下委員。

山下委員 私が今の御回答を聞いて思ったのは、もう少し福祉部との連携をしっかりととる必要があるんじゃないかなと思うんです。それでやはり、そういった連絡をとれない御家庭とかやはり経済的な困窮とか、あるいは精神的にちょっと大変になっておられるとかさまざまな事情があると思うので、今言われた38件に対しては私は悪質というふうには感じなかったので、もっとしっかりと福祉部と連携をとって、その生活の困窮のぐあい、精神的な何らかの苦しみを抱えておられると思いますので、しっかりとその辺を話し合って、給水停止にはすべきではないというふうに感じましたがいかがですか。

実友委員長 福井課長、端的に答えてあげてください。

福井水道管理課長 このことにつきましては、福祉部のほうでも生活支援の制度が変わっておりますので、そういう連絡会、そういうものはとっております。それでこちらのほうからも言ってくださいよとか、そういうことはこれからも掛けたいとは思っています。

実友委員長 岸本委員。

岸本委員 今、38件、38件とおっしゃいますけれども、その中には遠方へ出て行って基本料だけかかるのでそれはとめておかないとかえって滞納みたいな形になるということでとめた場合もあるしということで、全てが全て現住しておるところをとめて回ったわけではないと思うんですけれども、その辺きちっと数字を、これは人が行ったら住んでないんだとか、これは現住しておってこうだとか、ちょっと分けて話をしてもらおうと、何か全部が人が住んでおってそれをとめておるんだというふうに誤解されがちな回答だったんじゃないかと思うんですけれども。

実友委員長 福井課長。

福井水道管理課長 もっともだと思えます。こちらのほうでも、全てが全て、家で

本人に出会えていないので、そのことについてはちょっと事情がわからないところもあるんですけども、それはこちらでもこれから詳しく、福祉とも連絡をとって把握はしていきたいと考えております。

実友委員長 稲田委員。

稲田委員 現に住まれている方とまっている方という数は把握はされていませんか。遠方に行かれたとか、連絡がとれないというのではなくて、現に住んでおられるのに中に生活実態があって、お会いできないということだけでとめている場合も、それはこの38件のうち何件ぐらいなんですかね。

わからなかったらいいんですけども、その数が把握できないと健康福祉部の調整も多分できないと思うんですね。僕は水道をとめる云々というよりも、僕ちょっと持論になるんですけども、やはり約束事があって契約して、信頼関係のもとサービスを提供されておるので、僕は悪質だと言われるのは特定滞納とまた違って、お金がないのに払わない人が悪質なんじゃなくて、再三催告をしているのに連絡がないのを悪質だと僕は思うんですね。ですから連絡してくれればちゃんと話し合いをするという考えがあるのに、そこを連絡してこないということは、やはり悪質ととられるべきだと思います。お金があるなし関係なしに、こちらが連絡くださいと言っているのにないということは要らないんだなという判断、だから仕方がないと思うんだけど、今言ったように生命にもし問題があることが生じた場合に、どう責任をとるのかと言われると困るのに、やはりそこは実態を把握していないと健康福祉部との調整もとれないと思うので、実際よそに行かれている方が何件で、連絡とれない方が何件、毎日いくわけにいかなくても郵便物を見たらわかります。電気のメーターも回っていますし、ですからその実態がないところに関して調査をして、生命に危険がないようにだけはしていただきたいと思うんです。でも言われたように、滞納というのはいろんな事情があると思いますけれども、全ての方に滞納される方に、払っている人間の人権もありますので、その辺調整が難しいと思うんですけども、やはり実態をはっきり把握していただかないとこれから先、なかなか継続していくのは難しいのかなと思いますので、ぜひそこはよろしく願います。

実友委員長 福井課長。

福井水道管理課長 把握はちょっと、出会えなかった家庭であるとかそういうところについてはできていないということで、郵便物も全部たまっているというようなところについては、とめなししょうがないのかなというようなことと、それから健康

福祉部のほう、それから人権のほうにつきまして、全てこの人が今後は対象ですよ、それで何かそういうことでひっかかかっていませんかというようなことも確認もしていますし、それからこういうところで、行ったときにとにかく生活保護の手前の人が多いことは確かであろうと思います。

そういうときにつきましては、一遍それだったら健康福祉部、人権のほう、消費者相談のほうに相談に行ってみてくださいよということもたびたびあります。

実友委員長 よろしいですか。

福嶋委員。

福嶋委員 今回の滞納の件ですが、これにつきましては住宅あるいは水道だけではなく税金も含めて、先ほど岸本委員から言われたように、悪質な滞納者というのがあるわけですね。それは共通していると思うんですね。それで、前にもこれ申し上げたと思うんですが、やはり悪質とみなす、これはもう明らかに悪質だなという方が何人いるのか、あるいはこの方は生活のいわゆる弱者であると、こういった方に請求を余り求めるといことはこれはよろしくないというか、やはり福祉の関係をしっかりしていかないかと、こういうことは聞いたとおりであります。

それで、またどちらかわからないという部分も多分あると思うんですね。悪質であるか、あるいは生活苦であるかということがね。やはりそういったことをまず把握してもらって、把握してもらってというか多分把握できていると思うんですね。だからそういったことを出してもらって、別に固有名詞を出せというわけではないので、何名ぐらいの方がそういう悪質でどれぐらいの金額があるんだという、その辺が一番大事だと思うんですね。そこを責めないと、どんどんこれから先、滞納者がふえていくと思うんですね。あの人もそういうことをやってる、この人もやってるということで、善人の方たくさんおられるんですけどもね、そうでない悪質な方もおられると思うので、そっこのほうにいわゆる滞納者がふえていくという可能性があるんで、その辺を一度出していただきたいと思うんです。これについていかがですか。

実友委員長 福岡次長、対応できますか。

福岡建設部次長 先ほどの生活実態につきまして、今とにかく私らがやっておるのが停水通知、先ほど課長が言いましたように5カ月間に4回の通知を出します。それら全てに文面も全て入っております。とにかく連絡してください、また一度お会いしたいと。それで一度も連絡してこられない、夜に行ってもおられないし、チャイムを押しても出てこられない、何とかうちはとにかくテーブルに乗っていただき

たい、それでこの措置をやっております。その中で今言いましたのが、とめた数はもっと多いんですけれども、とめることによってお金をすぐ払ってくれたりする、そうしたら次からもうテーブルに乗れます。というようなことで対応しております。

それから今言われました生活実態の把握につきましては、ちょっとこれがなかなか、個人情報の問題もありまして、私どもが家の中に入るわけにもいきません。どれだけ生活が苦しいですかと聞くわけにもいきません。何とかその辺を福祉のほうと、内部で調整をしながらそういう資料がもし、ちょっと難しいかもわからないんですけれども、一度検討はさせていただきます。ちょっと難しいかという、余りそういう資料をつくるのが、役所として余りよくないかもしれないということで、御理解いただきたい、お願いします。

実友委員長 福嶋委員。

福嶋委員 やはりそういうふうにどんどん滞納がふえていくと、こちら側としては何かの方法をとってほしいから、やはり見えるものを出してもらいたいというのがあるんですね、どこかにね。だからいろいろそちら側の諸事情というのがあるって、別に僕はそれが個人情報にかかわるかどうかということはないと思うんですけれどもね、仮に出してもらったとしてもね。それでやはり先ほども言われたみたいに、どちらかわからないみたいなことがありますね。何回行っても会えないとか、いろいろなことがあって、この方が本当に生活弱者であるのか、あるいは悪質なのかということがわからないことがある。こういう方は入れなくても、この人は悪質だなというのが多分あると思うんですよ。やはりその辺をしっかりやっていると、どんどんふえていくというのが僕の考え方なんですね。その辺をしっかりやっていただきたいと思います。

終わります。

実友委員長 よろしいですか。

大畑副委員長。

大畑副委員長 今もいろいろ意見が出ていますのと、それから担当課のほうから提出されている資料とがマッチングしていないと思うんですね。この48ページ、49ページ、それから50ページにわたって上水道と下水道の使用料の収納状況、表が出ているんです。これ上水道は年間分全体の決算状況、ほんと出ているだけですね。それから下水道使用料については、各下水道の施設ごとに、またあるいは各市民局単位ごとという数字が出ているんです。

これは何の意味があるんでしょうか。やはりみんなが審査で求めているのは、こ

の滞納の実態、そこについてもう少し分類をきちっとして、収納率を上げる努力をという質問をされている、意見も言われているわけで、こういう区域ごとに提示することの何か意味というのはあるんでしょうか。それで今、皆さんから出ているような形の、一遍整理なり資料提供ができるんだったら、そういうことで真剣に議論したほうがいいんじゃないかというふうに思います。

なぜそんなことを言うかということ、やはり市内統一料金とかという形で、宍粟市一本で上下水道事業を運営していかないといけないという中で、こういう実態ではだめだということを皆さんおっしゃっていると思うんですね。そういう意味で一度、資料提供のことも含めて検討いただきたいなということをお願いします。答弁、ちょっとお願いいたします。

実友委員長 鎌田部長。

鎌田建設部長 この間、非常に担当も努力しておるのはわかっていただけたかなというふうには思うんですが、今、副委員長のほうからも提案がありました。確かに資料の整理という部分では、求めておられる資料ではないというような解釈できますし、今後につながるような資料整理、当然やらせていただけたらなと思います。当然福祉だったり、債権回収課だったり、そういう部分と連携は常にってはおりますが、なかなか密にできておるかと言われますとそうでない部分もありますので、再度連携を深めるということで、今後は引き締めて、なお一層滞納整理に努力していきたいなというふうに思いますので、まず資料のほうは整理を今後させていただくということで、検討させていただけたらと思います。

以上です。

実友委員長 山下委員。

山下委員 やはり、さまざまな困難を抱えている御家庭がふえておりますので、健康で文化的な最低限度の生活を守るという視点から進めていってもらえたらと思います。資料も提出されるということですし、それを見て方向をしっかりと考えていきたいと思います。

それで次に質問させていただきたいんですけども、提出してござっております資料の47ページの下水道の整備状況についてお尋ねいたします。先にこの下水道の接続、これが100%にならない理由として答えてくださったんですけども、例えば高齢者の世帯が接続ができていなかったり、あるいは合併浄化槽、これが設置してあってなかなか下水道、接続に至らないというようなお話を説明してくださったんですけども、これらの事情があるということで、それでこの2点、それぞれ

どれぐらいの割合で理由としてあるのかを教えてくださいたいのと、それでこれをどのように今後解決していこうと思われているのか、お尋ねいたします。

実友委員長 福岡次長。

福岡建設部次長 先ほどの御質問の合併浄化槽の個人設置につきましては、これは県管理となっておりますので、市の直営合併浄化槽はわかるんですけども、県管理、県が管轄しております浄化槽につきましては、市のほうはちょっと数がわからない、実数はちょっと把握しておりません。

それから老人世帯がつながれないということで、今から8年ぐらい前に接続されていない方全員にダイレクトメールを送付したことがございます、つないでくださいということで。そのとき私、千種市民局のほうの上下水道課長をしておったんですけども、5、6人の老人の方が来られて、切々ともう跡継ぎがないんだということで、もうつなげないということで、要するにつなぎたいんだけど、跡継ぎもない家につないでも、結局はお金が要るだけだということで言われております。これがやはり実態かなと。やはり跡が帰ってくる家については工事されております、老人世帯でも。ところがもう出られてしまって誰も帰ってこない、私らが死んだら終わりだという家についてはもう、私ももうこれでどうも数字が頭打ったなど、そういう思いはしております。

実友委員長 山下委員。

山下委員 その高齢者世帯の事情についてお尋ねしたいんですけども、接続するのに大体平均幾らぐらいかかるものなんですか。

実友委員長 福岡次長。

福岡建設部次長 まずこの下水道といいますのは、水洗化といって水洗便所にするのがまず目的なんですけれども、一番大事なのは公有水面の水質保全でございます。溝の水に油等を流さない、洗剤を流さない、これが一番大事な問題でございます。言いますと、便所だけでは目的が達成されません。風呂も台所も全部つないでいただく。大体、ざっと言いまして一般家庭でやはり100万円ぐらいは、今、水洗化になりますとやはりウォシュレットもしたいということになります。そうしたら便器だけでも大体15万円ぐらい、あと工事から何からしておりますと、それから配管を家中に回します。これよく聞かれるんです。ただ業者によって違うので、大体大まかな数字を言いますと、私が思うにやはり100万円は必要かなと。

そんなことで今言いましたように、跡継ぎがない家に100万円を使ってくださいというのはなかなか言いにくいものということでございます。

実友委員長 山下委員。

山下委員 やはり100万円もかかったら、やはり低所得の高齢者の世帯の場合は、とてもじゃないけれどもできないなと思うんですね。それでもやはり水洗化されたら、御高齢になっても非常に生活がしやすくなるし清潔に保つこともできると思うんです。だから助成とかそういった補助制度というようなものを新しく創設するということはお考えになっておられないのでしょうか。

実友委員長 福岡次長。

福岡建設部次長 これは助成につきましては、福祉関係のほうの助成は何かあるようでございます。ただ上下水の関係で助成するということは、ちょっと一般にされた方とは格差というのか、不公平感が出るという、やはり福祉家庭につきましては何かそういうようなものはあると思っております。ただ、今言いましたように、上下水道課がその100万円のうち2分の1を持ちますようなことをするのはなかなか難しいかと思っております。

実友委員長 山下委員。

山下委員 難しいということですがけれども、そういう方向で考えていってほしいなというふうには、強く要望いたします。

それで次に質問させてもらいたいと思うんですけれども、平成26年度で上下水道料金の全市の統一が行われました。それでおおむねどの世帯も料金が、わずかだと思うんですけれども、引き下がったというふうに思うんですけれども、事業所とかは大幅な引き上げになることもあるというふうに聞いていたんですけれども、その辺のところ、引き下がったところと引き上がったところと、御説明願えたらと思います。

実友委員長 福井課長。

福井水道管理課長 水道につきましては、まず今までだったら北部3町につきましては、料金が2,700円と135円になっておったんですけれども、これにつきましては今回は135円はどの口径でも超過料金は一緒という内容でした。しかし今回は口径別に単価を決めておりますので、北部につきましてはその大口径、例えば50から上ぐらいのところにつきましては、少し使われる事業所ではそんなにないんですけれども、多く使われる事業所につきましては高くなるということです。その事業所がどれだけ使われるかというようなことは、特に学校関係やら養護老人ホーム、そういうところについては上がることにはなろうかと思っております。それで今のところ、激変緩和をしております。

それから下水道につきましては、全てのところで大体下がっておるんですけども、やはり多く使われるところ、同じ単価なんですけれども、多く使われるところは逆に高くなるということで、これも激変緩和、5年間の激変緩和で対応しております。

実友委員長 山下委員。

山下委員 その激変緩和措置だけではやはりちょっと経営に大変な影響を及ぼしているので、何とかもう少し減免制度を検討してもらえないかというような要望はないんでしょうか。

実友委員長 福井課長。

福井水道管理課長 やはりよく使われるところ、食品を使われるところとか、それからやはり今言いましたように老人ホームとか、そういうところからはいろいろ検討していただきたいと、定量制ということもあるんですけども、何とか負担にならないようにということで、それはこちらのほうから5年間は激変緩和の経過措置がありますので、またそのときに料金の、当然5年ぐらいたったら事情に応じて、情勢に応じて、見直しをかけるというような指導もしておりますので、そのときにまた次のことを考えないといけないかなと思ったりもします。

それから、やはり下水につきましては相当なお金が、資本がつき込まれております。それを回収するということになりますと、物すごく回収率が、穴粟なんかの場合は施設の数41ありますので、普通だったらこんなに多くの施設がある市町村はそんなにないんですけれども、それだけに料金の回収はそこそこ悪いということもございます。

実友委員長 山下委員。

山下委員 その福祉施設とかあるいは食品会社とかがやはり料金が大幅に上がって経営に及ぼす影響が出てきているとしたら、やはり市民にも影響してくることなので、減免制度というものをやはり検討していかなければならないのかなと感じたのですが、どうですか。

実友委員長 福井課長。

福井水道管理課長 全国でいろいろ調べたんですけども、大きな、東京やそこらについては業種によってある程度減免制度を、例えば料金体系も考えられておるといふところがありますけれども、これも検討課題であろうとは思いますが。

実友委員長 よろしいですか。

大畑副委員長。

大畑副委員長 先ほどの下水道の普及率のところでもちょっと関連でしたかっただけですけれども、先ほど接続率ですね、接続については福岡次長も高齢者の方々の実態から考えれば限界かなと、限界というか今の接続率でというお話だったかのように思うんですが、先ほど課長が言われた下水道整備に相当な費用が投資されていると、その回収ということを考えれば、その接続率というのは非常に重要なポイントになると思うんですね。

とりわけ山崎地区の中で、細かく処理区分ごとに書いてくださっているんですが、普及率が99.3%までいって、それで接続率が80%台だったり、中には76%というようなところがあるんですけれども、この辺はもうこれで限界だということなんですか。

実友委員長 福井課長。

福井水道管理課長 特にこれ多分、特環1の5処理区といえば城下のほうであろうとは思いますが、ちょっとおくれた関係もありまして、早く浄化槽を入れられたというようなところについてはなかなか、浄化槽を公共ますにつないでいただくということがなかなか出てこない。しかし現在はそういう分譲地やそこらを売って、物すごく河東にしてもふえていっているというようなところから出てきているんですけれども、既設の家についてはちょっと、こちらから頼んでいたりそういうPRをしなかったらなかなか出てこないというような状況もあると思います。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 そうしたらそういう事情がいろいろあって、特に山崎については流域下水道の関連公共下水道ということで整備がおくれましたから、どうしてもその切りかえが難しいところも抱えておられるのかもわかりませんが、25から26に対して接続率はどのくらい伸びておりますか。

実友委員長 福井課長。

福井水道管理課長 手元の資料では23年からあるんですけれども、23年につきましては全体で0.69%、それから24年は0.74%、それから25年、26年については0.18%伸びております。それで今のところ、公共下水道のところについてはちょっと、流域関連がとにかくちょっと低いかなというところなんです。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 では、その辺の今後の目標についてお聞かせください。

実友委員長 福井課長。

福井水道管理課長 今後はいろんなPR、広報ですとか、早くつないでくださいよ、

そうしなかったらこちらも収入も上がらないというような状況の中で、PRをしていきたいと思います。

それとこの前ちょっと決算でいろんな資料をとったんですけれども、この料金改定によりまして公共下水とコミプラについてはやはり分譲地とかそういうことで家が建って伸びているというような状況で、そんなに落ち込みはなかったんですけれども、集落排水については特に空き家がふえていたり、外へ流出される関係で、つないでおっても使わないというような休止をされる家庭がたくさん出ているような状況で、金額の落ち込みはほかから比べて激しかったというようなところがございます。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 では、今後も努力をいただきたいというように思います。

それからもう1点、審査資料46ページ、水道事業のところの普及関係についてお尋ねします。これで最後にいたします。

未普及というところがございます。そもそも計画給水人口に含まれていない地区が、具体的な名前を出して恐縮ですが、小茅野地域、母栖地域、あるいは引原、ここにはちゃんとお住まいになっているわけですね、人口も行政区域内の人口、両方合わせて31人という方がお住まいになっている。これが計画給水人口に含まれていない、それから現在給水人口にもカウントされていないという、この辺についての理由をお聞かせください。

実友委員長 福岡次長。

福岡建設部次長 今、入っております小茅野、母栖につきまして、これにつきましては何年かちょっと私もわからないんですけれども、今から何年か前に山崎町が拡張として蔦沢、菅野、土万、そのようなところに工事するときはどうでしょうかという話を持っていったと聞いております。そのときに小茅野は入らないということで、個人水道で、自分の自己水道、村水道というんですけれども、持っておられますのでそれでやりますということで、この計画からは外れたと、そのように聞いております。

引原につきましても、これも5件ほどあるんですけれども、それにつきましては簡易ろ過機を設置しまして、これも簡易ろ過機で今、ろ過して送っておるということで、これは産業部のほうの事業なんですけれども、それで水を送っております。

今言いました引原とかにつきまして、もし上水道を持っていったとすると、何億という莫大なお金が、山間部ですのもうポンプだらけになります。ますます今言

いました水道事業に圧迫をかけるということで、何とかこれは個人水道ということで御理解願いたいと思います。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 小茅野にしても引原にしても、ちょっと理由は違うようだけれども、計画給水人口に入れると公営企業会計として非常に厳しくなるということもわかりませんが、別事業でやるにしてもいわゆる衛生管理といいますか、水質管理みたいなことは、全部地元任せにしようということで、地元の負担にしてしまうということではなくて、そういう行政的な指導でありますとか管理でありますとか、そういうことはできないんですか。

実友委員長 福岡次長。

福岡建設部次長 引原につきましては産業部で簡易ろ過装置をこの前、26年度だったと思うんですけれどもつけまして、その管理をカヌーハウスの中に委託、あれは市の施設があるということで、管理業者が維持管理しています。小茅野につきましては自治会のほうで修繕維持等をされておるようでございます。これにつきましては自治会長とも何年か前は話はされておるみたいなんですけれども、実際困られておるのは事実だと思っております。どういう方法がいいのかということで、ちょっと模索しておるところでございます。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 即答は結構ですけれども、これ部長にもお願いしておかないといけないと思うんですが、他の事業であっても僕はいいとは思いますが、しかし全部、維持管理も含めて、ここらについて切り離して地元負担にしてしまうというのは、行政としていかなものかなというふうに思います。ちゃんとここにも住んでおられますし、将来的にも人が住める環境みたいなことも考えた上では、行政的にはこういう部分について行政がしっかりやりますというメッセージは出していただきたいというふうに思うんですが、その辺、こういう水道事業を預かっておられる部として、もう一度部長のほうから考え方を言っていただけませんか。

実友委員長 鎌田部長。

鎌田建設部長 当然、生活しておられるということですので、今いろいろ次長のほうからも述べましたけれども、過去の経緯がどうであれ、生活されておる以上できるかどうかということも含めまして、補助になるのかということもあるんですが、そういうことも含めて検討する部分は検討させていただけたらなというふうに思っています。

以上です。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 この間、部長も御存じのように、いろんな産業関係だったら三セクなんかに対して貸し付け融資だといって3,000万、3,000万とかいってぼんぼん出して、そこの振興を図ろうと言ってやっているじゃないですか。しかしやはりこういうところに行政がしっかり僕は手を差し伸べるのが本来の姿だというふうに思うので、そこは強く言っていただきたいと思います。答弁は結構です。

実友委員長 よろしいですか。

大畑副委員長の質問は終わりました。林委員、ありますか。

林委員。

林委員 去年7月に水道料金等、下水もなんですけれども、改定されまして、そのときに空き家対策として定額料金、上下水道合わせて月に1,500円という制度をとっていただいたんですけれども、その空き家対策として、もう実施してから1年たっておりるので、効果があったのかなかったのかだけ、数字的なことはよろしいので、効果があったのかなかったのか、それだけちょっとお尋ねします。

実友委員長 福井課長。

福井水道管理課長 去年の7月からということで、7月に申し込まれたら、8月から対象と認定しておるわけなんですけれども、今のところ3月までの去年度で、76件認定しております。

まだまだ最近出てきよるんですけれども、とにかく、この制度ができて、いつもあけとくんやという家庭は、閉栓しちゃったのをあけたという家庭は二、三件はありますけども、やはり亡くなられたということで空き家になったけれども、あけとこうという家庭のほうが多いです。

これは、効果としては、例えばもう1人もおらんようになったんや、閉栓されるよりも幾らか使ってもらえる。5立方メートルまでだったら、使ってもらたら1,500円で済むんですよということには効果はあろうとは思いますが。

実友委員長 よろしいですか。

林委員。

林委員 76件でしたか、申し込みがあったということで、ある程度効果はあったと思うんですけれども、やっぱりこの制度自体がPR不足じゃないかと思うんです。僕は、今まで休止しておったんがあけているということで、たびたび田舎に帰ってほしいという思いで、この空き家対策の料金制度をつくったわけなんで、人に帰っ

ていただかなんたら効果がないんで、そこら辺のPRも含めて推進していただきたいなと思います。

以上です。

実友委員長 ほかにはございませんか。

ないようでございますので、これで建設部の審査を終了したいというふうに思います。

よろしいですか。

部長のほうから資料説明があるようでございますので、聞いていただきたいというふうに思います。

鎌田建設部長 済みません、お手元に今朝がた配付させていただいた「高料金対策繰入基準について」という資料があると思うんですが、本会議で決算質疑をいただいた中で、高料金のことも議員さんが触れられましたが、そのときは手元に資料がございませんでした。ということで、説明はまた委員会の中でというようなことを申し上げておりましたので、きょう、高料金の基準というようなことで、ペーパーを出させていただきました。見ていただけたらなというふうに思いましたので、ちょっとつけております。

以上です。

実友委員長 よろしいですか。

それでは、建設部の審査につきましては、これで終了いたします。

建設部の皆さん、御苦労さまでございました。お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後1時まで休憩をしたいというふうに思います。

午前11時48分休憩

午後 1時00分再開

実友委員長 それでは、休憩を解きまして、会議を再開したいというふうに思います。

まちづくり推進部の皆さん、お疲れさまでございます。どうかよろしく願いをいたします。

それでは、審査に入る前に、まちづくり推進部の皆様方に、私のほうから一つ、お願いを申し上げたいというふうに思います。

説明職員の説明及び答弁につきましては、自席で着席したままでお願いしたいと

いうふうに思います。どの説明職員が説明をなさるか、答弁をなさるかもわかりませんので、委員長席からは判断ができません。説明職員につきましては、挙手をして「委員長」と発言をしていただいて、委員長の許可を得て発言をしてください。事務局においてマイクの操作を行いますので、赤いランプが点灯したら発言をしてください。

それでは、これからまちづくり推進部に關係します審査を行いたいというふうに思います。

部長、よろしく申し上げます。

坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 連日の決算委員会、御苦労さまでございます。

まず最初に、謝らせていただきたいと思います。資料の修正ということで、もう既にお手元のほうに配付させていただいておりますが、修正箇所がございます。この原因は、誤って修正前のデータで製本をしてしまったという単純なミスを犯した結果として、きょうのことになってございます。

さらには、その資料を提出した以降、もう一点誤りがございましたので、修正させていただきたいというふうに思っています。

資料14ページ、番号2の宍粟人権講座運営委員会の補助金の関係でございますが、33万円というふうに記載をしております。上限が30万円の補助金で、30万円の支出をしております。申しわけございませんでした。

以後、気を引き締めながら業務に当たっていきたいというふうに思っております。本当に申しわけございませんでした。

まちづくり推進部につきましては、御存じのとおり本年4月に機構改革がございました。業務の範囲が大幅に広がったというところでございます。

しかしながら、いずれも市民生活に直結した業務ばかりであるというふうに認識をさせていただいております。

主なものとしまして、市民協働課においては、今いろいろ御議論いただいております公共交通の関係、あるいは定住促進、空き家の関係、そういったものを中心に所管をしております。

人権推進課は、新たにこの4月から所管をしておりますが、人権尊重のまちをつくっていくという大きな目標に向かって、その業務を行っておりますし、さらには消費者行政というところも担って、業務を進めております。

消防防災課においては、災害に強いまちづくりということで、非常に安心・安全

というところでは、市民の皆様についても関心の深い業務ということになるのかと思います。さらには、消防力の強化というところについても、日々努力をしていくということで、現在業務をしておるところでございます。

いずれの業務も、市民の皆さんに理解をしていただきながら、あるいは市民の皆様にも汗をかいていただきながら行っていく、まちづくりを進めていくという営みであるというふうに思っております。まさにそのことが大事だろうというふうに思っておりますので、今後においては、推進あるいは啓発、そういったものへの仕組みづくりでありましたり、さらには市としての仕掛け、そういったものが大事になってくよいかというふうに考えております。そういう視点で、平成26年度の決算の審査についても御意見をいただけたらなと思っておりますので、本日はよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次長のほうから概略の説明をさせていただきますながら、始めさせていただきますたいと思ひます。よろしくお願ひします。

実友委員長 清水次長。

清水まちづくり推進部次長 失礼します。それでは、よろしくお願ひいたします。

私のほうからは、お手元に配らせていただいております決算委員会の資料に沿って説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の資料1ページをよろしくお願ひいたします。

この1ページからは、平成26年度の各課の主な取り組みを記載させていただきます。

まず一番上の市民協働課なんですが、生活交通対策についてですけれども、路線バスの利用客は、平成23年度からにつきましては約6割の減少、それと、コミュニティバスにつきましては、「はちはちバス」の運行がありまして、ほぼ横ばい状態です。そのような状況の中で、市民代表やバス事業者、また県・国の関係者等で構成する地域公共交通会議を開催しまして、公共交通の再編に向けた取り組みの協議を進めました。結果、平成27年度4月に公共交通再編計画を策定したんですけれども、その協議を進めております。

また、協働のまちづくりの推進におきましては、まちづくり協議会を設置して5年を迎えました。そういう中で、各協議会で検証し、住民主体のまちづくりや、地域住民の自発的なまちづくりの活動に参加する仕組みを構築するために、組織のあり方を含めた検討の必要性を市長のほうに答申をしました。

それと、定住促進につきましては、宍粟市空き家等の対策に関する条例を平成26

年7月に施行し、空き家等の適正な管理や活用を図るとともに、「空き家バンク」に登録された空き家の改修に対する補助制度や、空き家バンクにより住宅を取得された世帯に対する補助制度を導入するなど、定住促進の取り組みも進めました。

それとスポーツ振興につきましては、体育協会やスポーツ推進委員会を中心に「さつきマラソン大会」を初めとする各種大会を開き、地域の住民との協力を得て開催し、スポーツを通じた交流と宍粟市のPRを図りました。

生涯学習の推進につきましては、各地区の生涯学習推進協議会を中心に、人権学習や環境学習、ふれあい交流事業など、幅広い学習や実践活動を行いました。

その他としましては、「軍師官兵衛」の放映というようなことがありまして、それに関連するイベントを開催し、宍粟市のPR、また地元への経済的な普及についてつなげる活動もしました。

続きまして、人権推進課の取り組みなんですが、2ページのほうをよろしく願います。

まずは、市民相談センター関係の事業なんですけれども、市民相談を取り組むほか、城下ふれあいセンターを拠点に、いきいき地域づくり事業に取り組んで、地域福祉の向上や、人と人とのつながりに対しての再生に取り組みました。

消費生活センターの取り組みなんですけど、消費者の問題の解決や、消費者教育、また、啓発の推進を行いました。

その他の取り組みとしましては、8月の差別をなくそう市民運動推進月間に「人権のゆうべ」を開催しました。また、人権啓発冊子である「そよ風」を作成し、全戸配布もしました。また、男女共同参画を図るために、講演会等も開催しております。

続きまして、消防防災課なんですけれども、消防防災課の取り組みは、大きな柱としては2つございまして、1つは災害に強いまちづくりの推進、もう一つは交通安全・防犯対策の推進ということです。また、災害に強いまちづくりの推進におきましては、宍粟市の総合防災訓練を実施したり、また、宍粟市が制定してます「家族防災の日」にちなんだ地域ハザードマップの作成に係る講演会などを開催し、防災意識の向上を図っております。

また一方では、消防力の維持・強化ということで、平成26年度は消防団員の報酬等の改正も行っております。また、計画的に更新をしています市の配備の消防車両についても、計画的な更新を行いました。

それとまた、現在、西はりま消防組合が消防無線のデジタル化を図っている経費

の負担や、また、通常の運営の経費の負担を行って、消防・救急体制の充実も図っております。

交通安全・防犯対策の推進におきましては、まず交通安全対策の取り組みなんですけれども、警察、また、安協と連携しながら、交通安全教室の実施や交通安全キャンペーンを行っております。

防犯対策につきましては、平成25年度から取り組んでおります自治会、または市が管理する従来型の防犯灯のLED化を進めました。それと、自治会から強い要望がありました自治会間の通学路についても、新たなLEDの防犯灯を設置しております。それと、平成26年度から、防犯カメラの設置に対します新しい補助制度もスタートさせております。

資料3ページからは、重立った契約一覧をつけております。

13ページは委託料の関係で、市民協働課が4件、人権推進課が1件、4ページは消防防災課が9件、5ページは工事請負費になります。市民協働課が3件、消防防災課が6件です。それから、7ページは備品購入関係と、8ページは繰出金関係、9ページにつきましては、西はりま消防組合の負担金の内訳、それと、10ページからは、各課別の補助金の指定する内訳を順次記載しております。17ページからは重立った事業の説明資料ということで、17、18ページは「元気げんき大作戦」の資料、19ページは空き家バンク関係、20ページ、22ページにつきましては市民相談関係、23ページ、24ページにつきましては人権啓発関係の資料、25ページにつきましては防犯灯のLED化推進事業の資料、最後、26ページにつきましては、消防団の現状の資料をつけております。

以上、簡単ですけれども、よろしく願いいたします。

実友委員長 説明は終わりました。

これより質疑に入りたいというふうに思います。

通告がございますので、通告のある委員から質疑を行います。

まず、稲田常実委員。

稲田委員 一括でいいですか、もう。

実友委員長 一括でしてください。

稲田委員 そうしたら、よろしく願いします。

大きく4点、質問があります。

まず、成果説明書の43ページ、タウン情報誌作成事業でお伺いします。

平成25年度まで年4回開催されていたものが昨年から年3回となって、これで十

分なのかと、恐らく冬号というのがなくなって、冬にイベントが少ないということから来ているのか何かわからないですけれども、宍粟市の魅力を市内外に伝えることができたとあるんですけれども、部数がずっと1,500部ということで、受益者4万人という数字の根拠を知りたいのと、その1,500部で十分PRできているのかというのが、まず1点です。

2点目が、次の44ページの平成26年度の事業内容の中で、生推協に対する支民局単位の補助金というのが出されているんですけれども、自治会の数もばらばらですし、どういう根拠で補助金の金額が決められているのかというのが2点目。

3点目が、その下段の社会体育活動・スポーツ活動支援事業の中で、宍粟市さつきマラソン大会も10回を数えまして、山崎町時代からいうと三十何回か、大方四十回近くなるんですかね、市内外のランナーのもてなしについては、例えば商工会青年部のふるさと産品であったり、うどんコーナーとかそういうもてなしや、地元住民ボランティア、上ノ下地区とかでは給水等、いろいろボランティアいただいていると思うんですけれども、例えばその内容等、コース、距離、種目等については変化がないということで、今後、視覚障害のブラインドの方の伴走者の整備であるとか、競歩など新種目も視野に入れて考えていかなければいけない時期が来ているのではないかなと思うので、そのことについて。

日帰り旅行者がほとんどということで、帰りはかなり渋滞するんですけれども、前日から宿泊されたり、前泊・後泊される方がどれぐらいいらっしゃるのかという、もし数がわかれば教えていただきたいです。

最後が、次のページの45ページ、山崎スポーツセンター改修事業の中で、このたびネット、バックネット、スコアボード、それから周りのフェンスの改修がなされたということなんですけれども、管理棟の横に時計があったと思うんです。その時計が、先週の日曜日に行くと撤去されているということで、体協の方に聞くと、老朽化しとったと。安全性の面もあって撤去されたかどうかわからんのですけれども、もともと山崎ライオンズクラブの寄贈であったかなと思うんですが、このたびなぜそれを設置しなかったのか、また、寄附でつくられるつもりなのか、市として考えていなかったのかということをお聞きします。

実友委員長 順次答弁を求めます。

樽本課長。

樽本市民協働課長 まず初めに、タウン情報誌作成事業についてお答えさせていただきます。

タウン情報誌は平成22年、ボランティアスタッフ11名でスタートしました。毎年ボランティアスタッフは募っておったわけなんですけれども、平成23年には最大で13名のボランティアスタッフで編集等をしておりましたが、平成25年度末にボランティアスタッフ等の都合により、編集委員が4名という形になりましたので、平成26年度の発行に向けて、そのスタッフと担当課とで協議を行わせていただきました。その中で、いきなりやめてしまうというの、やはり待っておられる方もおられますし、今までの取り組みの事例もあるので、何とか発行しようという形で、3回の発行なら何とか4人でもできるんじゃないかということで、3回の発行に縮小させていただきます。

全体的なことを申しますと、タウン情報誌は市内の方へ、まずふるさと宍粟を知っていただくという目的でスタートを切っております。その中で、市外の方へも情報誌として興味を持たれた方には、大切に取扱っていただくためにも、有料誌という形で発行しております。その販売数としまして、現在の発行部数の1,500部が適当な数字じゃないかと判断させていただきまして、1,500部の発行部数とさせていただきます。

平成26年度で発行から5年を経過することから、事業の見直し等もボランティアスタッフと協議をした結果、今後、市民団体による発行体制を整えて、自分たちでやっていきたいという意向もございましたので、平成27年度からは市民団体による情報誌として、市としては支援をするという形で、今後取り組んでいきたいと思っております。

2点目の生涯学習推進事業につきましてですけれども、生涯学習推進協議会の事業は、長い歴史の中で取り組まれております。人権が尊重され、差別のない住みよい地域をつくるという目的は同じなのですが、手法や内容が各旧町ごとに異なっておりますのが実態であります。

旧町ごとの当時の算出基準の額で、今の補助金制度は支援させていただいております。ちなみに、山崎につきましては、均等割プラス人口割りで、旧町域の地区へ支出しております。一宮町につきましては、旧村単位なんですけれども、各支部への助成と、各自治会への助成、これも人口規模によって助成が異なっております。波賀生涯学習推進協議会につきましては、各自治会へ人口規模によって助成金額が決められておると、実践発表を行う団体・自治会につきまして、一定の金額の支援をされております。千種町につきましては、各自治会ごとへの支援という形で、一定額の支出がされておるのが今の現状でございます。

実友委員長 暫時休憩します。

午後 1 時 1 9 分休憩

午後 1 時 1 9 分再開

実友委員長 稲田委員。

稲田委員 まず、タウン情報誌のことなんですけれども、これは最初から1,500部ですよね。それで、今後も発行される団体が変わっても、1,500部で市から助成という形になるかなと思うんですけれども、ボランティアの方が最初は11名で平成23年に13名、4名と減ってらっしゃるのは、多分体の都合とかでされなくなった方もありますし、それから地域の情報をずっと上げてきたんで、やはり情報がなくなってきた分もあるんで、その辺をもう少し当局のほうとしても、いろいろな分野の人に声かけをして情報を集める、編集は、基本的にボランティアの方の編集となっていると思うんですけれども、それを預かっていたまちづくりの担当の職員さんがいらっちゃったと思うんですよ。だから、担当職員が編集するということじゃなくても、もう少し持続できるような方法があったんじゃないかなと思うんですけれども、その辺は、市民のボランティアの方の調整が今後もつきにくいと判断してのことなんでしょうか。この市民団体に任せるという意味が、もう一つちょっとわかりにくいんですけれども。

実友委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 タウン情報誌の発行業務につきましてですけれども、ボランティアスタッフ等を随時募っておったわけなんですけれども、やはり取材と編集も全て、基本的にはボランティアスタッフでしていただいております。発行当初につきましては、事務局であるまちづくり推進課であったり、担当課が幾分かはかかわっておったわけなんですけれども、やはり当初目的である市民目線での情報発信という形で、できれば独立していただくような方向で、当初からかかわっておりました。

先ほど御指摘がありましたように、情報等であったり、やはりネタが大分重なってきた部分があるかとは思いますが、今回、このボランティアでやっていただいたスタッフを中心に、NPO法人さんを立ち上げられて、具体的に言いますと、NPO法人「奥播磨夢倶楽部」というのを立ち上げられて、今度「夢しそう」から「おくはりま」という形で、西播磨の部分も含めまして情報発信をされております。

市の支援としましては、基本的にはその冊子の一定のページ数について、宍粟市の情報発信をしていただくことを条件に、補助金を出させていただいております。発行部数については、今までの発行部数よりも対象がふえるので、約4,000部の発行ということを、私のほうは聞いております。

実友委員長 稲田委員。

稲田委員 補助金の関係なんですけれども、恐らくこの4,000部、部数はともかくとして、NPOでやられて、それを持続していくというのはかなり広告でもとらないと難しいかなと思うんですけれども、全て補助金で賄えるような状態になるんですか。それとも、2分の1であるとか、そういう規程はありますか。

実友委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 補助金につきましては、「しそ元気げんき大作戦」を活用させていただいて、補助金を支出しております。

詳細については、基本的には独立採算をとっていただくようなものを目指すべきではないかという形で、広告収入であったり、そういったことについても規制は設けておりません。最低宍粟市の情報をA4で4ページ以上発信をしてくださいということで、7月に募集をかけまして、今回このNPO法人の奥播磨夢倶楽部さんが手を挙げられましたので、審査の結果、情報発信をしていただくようにしております。

実友委員長 稲田委員。

稲田委員 NPOやから非営利ということでもいいんですけれども、個々の企業を募ってやるのに補助金をそこに出すということですか。ということは、違った見方をしたら、企業の広告やら何なりの広告収入があるとしたら、その広告費に助成するような捉え方しませんかね。今までは、市の情報ばかりで広告はなかったと思うんです、一切ね。お祭りの名前が入ったり、地域の昔話であったり、そういう内容だったと思うんですけれども、そこに広告が入ることに対して、それに市が補助をするというのは、これは観光協会なんかと同じような考え方になりますかね。

実友委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 広告収入につきましては、最終的には実績報告で、収入と支出のバランスというのを確認させていただくようにはなっております。収益が上がっている部分については、補助金を減額させていただきますし、基本的には自立するまでの手助けという形で、今回支援を決めさせていただいております。

実友委員長 稲田委員。

稲田委員 それでは、そこは市民に誤解のないようにだけ、慎重に進めていただきたいと思います。

大畑副委員長 稲田委員、関連でちょっとよろしいか。

稲田委員 どうぞ。

実友委員長 関連でどうぞ、大畑副委員長。

大畑副委員長 済みません、細かいことなんですが、NPOの奥播磨夢倶楽部に変わったということで、範囲が相当ふえてきたと。その中で、宍粟市が幾分か助成ということなんですけれども、これに関係する他の自治体からの助成はあるんですか。

実友委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 今回、奥播磨さんの「しそう元気げんき大作戦」で提案していただいた資料をちょっと手元に持っておりませんが、NPO法人さんを支援する補助金が幾らかはございます。その部分も活用はされておりますが、全体の収支のバランスの中で支援をしていきたいと思っております。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 ということは、自治体でいったら、宍粟市だけが出しているということによろしいですね、そういう解釈で。

実友委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 はい、西播磨の自治体では宍粟市という理解をしていただいたらと思います。

実友委員長 稲田委員。

稲田委員 続けて次の質問いいですか。

実友委員長 続けてどうぞ。

稲田委員 生涯学習推進協議会の補助金の関係なんですけれども、私も今、山崎地区の生推協を出させていただいておって、その補助金というのが毎年決まった定額であって、これが本当にいいのか悪いのかということで、決まっている金額があって、その金額のほとんどがやっぱり事務経費であったり、消耗品になって、地域の人権にかかわる講師というのは、「人権のゆうべ」とかそういうのにかましてはありますけれども、本当に単独で事業をできる状態ではなくて、例えば、市がまとめてそういう同じ事業に参画することがあるんであっても、毎年補助金の金額と一緒に、事業が物すごくかた苦しい範囲が狭まってしまってるんじゃないかなど。

それともう一つ、やっぱり地域で生涯学習というのは勉強していくべきだと思うんですけれども、例えば家庭でそういう学習をする機会というのがないので、生推

協イコール家庭に持って帰ってくれるような連携システムというのが、今現在これ、昨年まであったのかどうかというのを。

実友委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 生推協の活動につきまして、旧町域での定額の補助が現在までずっと合併後10年されていたわけなんですけれども、今後新しいまちづくりという形で、市民協働課のほうで平成26年度に制度設計をして、今後推進していく中で、このまちづくりの形というのが、生推協の活動と極めて通じるものがあると思っております。総合的に、今後そういった活動費用であったり、そういったものを地域で判断していただけるような仕組みづくりというのを、今後構築していきたいと思っております。

実友委員長 稲田委員。

実友委員長 ということは、事業によっては増額も可能ということですね。今は均等割ということやったんですけれども、地域によって違いますけれども、例えば山崎町なんかやったら、均等割で49万5,000円か何ぼかという金額になっとるんですけれども、それを「今年はこの事業をしたいんだ」ということになって増額申請というのも可能なわけですか。

実友委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 その制度設計につきましては、具体的なところまではまだ詰め切れておりませんが、各地区への判断に委ねられるような交付金であったり、補助金という仕組みが必要かと考えております。その地域の中で、やはりどの部分に力を入れて地域づくり、まちづくりであったり、生涯学習をやっていくのかということも含めまして判断していただけるような仕組みというのを、今後考えていきたいと思っております。

実友委員長 稲田委員。

稲田委員 担当されてる生推協の役員の方って本当に一生懸命されとって、僕たちがああじゃこうじゃ言うつもりは毛頭ないんですけれども、やはり補助金の金額だけじゃなくて、例えば新しいことにチャレンジしようとかいう、どうしてもいつも来られている方は決まっていますけれども、地域のいろいろな役の方が自治会から出られたり、学校から出られたり、保護司会から出られたりいろいろしているんで、その人たちがもう少し参画できるようなシステムにしようと思ったら、やっぱり補助金も含めて考えていかなあかんと思うんで、今はどうしても、去年これだけのことをしたからこれだけのことをしなければならぬというような状況で、悪い言葉

で言いますと「流れ作業」的なものにならないようにするためにも、やはり補助金の関係も含めて、もう一度原点に返って生涯学習について考えていきたいと思うので、そこはまたよろしくお願いします。

実友委員長 よろしいですか。

稲田委員 そこだけ。

実友委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 貴重な御意見として捉えさせていただきまして、今後も地域で頑張っていただけける仕組み、生涯学習であったり、まちづくりであったり、全ての部分につきまして、行政も一体となって考えていきたいと思っております。

実友委員長 続いて。よろしいですか。

樽本課長。

樽本市民協働課長 それでは、3つ目のスポーツ活動支援事業についてお答えさせていただきます。

宍粟市のさつきマラソンは、宍粟市体育協会を中心に、各種団体であったり、地域自治会等の皆さんが参加して、実行委員会を形成されて実施されております。現在の大会の定員数につきましては、2,600名を設定しておりますが、募集開始早々に定員に達する状態であります。現在の態勢並びに交通規制の条件からしますと、これ以上の定員をふやすであったり、部門をふやすということは、なかなか難しいと考えております。

また、ブラインドランナーに関しましては、今現在、個々に伴走者を確保してエントリーをしていただいているのが現状であります。ブラインドランナーの伴走に関しましては、講習会等を行っていただける団体等はありませんが、さつきマラソン等々の同規模のマラソン大会で、ボランティアスタッフを募って、ブラインドランナーの伴走者等の態勢を整えて実施している大会はございません。

今回いただいた意見につきましては、貴重な御意見としまして、実行委員会のほうへ伝えさせていただいて、今後の課題とさせていただきたいと思っております。

宿泊者数につきましてはですけれども、伊沢の里につきましては、前日、大会関係の方でほぼ満室になっております。山崎町内につきましては、大会前日は、大体二、三組程度の宿泊者がいるというところを聞き取りしております。それ以外の宿泊施設につきましても、1組から2組程度のマラソン大会参加者の宿泊があると聞いておりますので、約50名から60名程度は前日の宿泊者としておられるのかなと思っております。

実友委員長 稲田委員。

稲田委員 まず、ブラインド走者に対して大会として用意されておるところとか余りないということで、なかなか難しい問題やと思うんです。おとといからの答弁でもそうなんですけど、他市町と比較してとか、ほかと比較して、悪い部分もいい部分も含めて、ないことを一つぐらいやっていただきたいなど。これは希望です。

どことも同じことをするんであれば、何も別にここに来なくていいんですよ。ただ、その方たちは、ひょっとしたらそれがあるから来てくれるかもわからない。それは宿泊に関しても同じやと思うんです。恐らく、伊沢の里でいっぱいになっても三、四十名、それでほかの方が二、三名ということは、宍粟市で泊まるという感覚がないのか、ひょっとしたらもう少し離れたところに泊まってらっしゃるのかもわかりませんし。近くの人ばかりじゃなくて、県外とか結構遠いところから来られてる方はどうされてるのかなと、その方が伊沢の里に泊まってらっしゃるのか、その方たちは、恐らくずっと参加されている方で、このマラソンに愛着を持って来られている方やと思うんです。それで、伊沢の里の存在も御存じですし。

もし、できることであれば、案内の時点で宿泊のパンフレットなんかは同封されてるんですかね。

実友委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 さつきマラソンの申し込み以後の案内につきましては、宿泊施設の案内も同時にはさせていただきます。

実友委員長 稲田委員。

稲田委員 ということは、やはり宿泊できることも御存じやけども、泊まるに至っていないと。そういう距離であるのか、ひょっとしたら他地域で泊まられているのかもわかりませんが、その辺に助成とは言えませんが、何かプラスアルファをつけていただいても、泊まっていたら、それこそ1日来ていただくのと2日でしたら、やっぱり経済効果もほぼ倍ですし、やはりゆっくりしていただくためにも、ただ走りに来るといのは、スポーツの支援としてはそれで十分なんですけれども、そこが観光にもつながるように、今後お願いしたいと思うんです。

2,600人程度というのは今の規模ではもうぎりぎりやということで、最初のころは商店街とか走ったりして、「ゆっくり走ろう、さつきのまちを」ということやったんが、これが今はもう、蔦沢地区の方に協力いただいてああいう場所になってるんですけれども、コースを変えるというのは警察とか警備の関係で大変やと思うんですけれども、中の競技というのは、やはりマンネリ化していい部分と、観光も含

めて考えるのであれば、多少なりとも変化を持たせていくことが、これからの持続につながるのではないかなと思うんですけれども、その点に対して、多分体育協会の方も一生懸命されておるんで、新しいことをするというのは勇気が要ってなかなか変えにくい状態ではあると思いますが、その辺は所管のまちづくりとして、体育協会との調整なんかは今までされてきてるんですかね。新しいことにチャレンジするための会議ですけれども。

実友委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 今おっしゃっていただいた新しい種目についての議論、どこまでいっているのかということですが、私の知る限りではなかなか進んでない、冒頭に樽本課長のほうが説明をしたように、交通規制だったり、あるいは警備の関係を含めて、全てボランティアスタッフを募って運営をしていただいていると。その負担をこれ以上上げないということも、一方では我々としても、「持続可能な大会を」というその言葉はいいかどうかわかりませんが、長く続けていただいて、宍粟市を愛していただくということをしよとすると、スタッフのさらなる若返りも含めて進めていく必要があると、一方ではそういう思いもございませう。2,500人というところで募集しても、いきなり2,600人何がしかの募集を受け付けるという状況にすぐになってしまいますので、ある意味愛された大会なのかなと。そして、参加者も期待をされている方ということで、今の種目を廃止して別の種目ということも、なかなか踏み切れないという状況がこの間続いているんだというふうに思っています。

今おっしゃっていただいた分については、我々も実行委員会を動かしている担当部局として、協議のテーブルに上げさせていただいて、それが可能なかどうかということも含めて、実行委員の皆さんと協議をしていきたいというふうに思います。

実友委員長 稲田委員。

稲田委員 マラソンについては、協議の部分と、例えば商工会青年部なんかがああいう食べ物とか、提供じゃない販売ではありますけど、ああいうのもやっぱり毎年同じやったら飽きられるということで、タケノコを掘ったり、うどんを焼きそばに変えたり、いろいろな工夫を今までしております。ですから、あの部分はそこに預けている部分でいいと思いますけれども、やっぱりマラソンだけじゃなく、ちょっとゆっくりしていただけるような、みんなお昼に帰られるんで、せめて午後2時でも3時でもおりたいなと思うような、スタッフは大変ですけれども、そういう方向にもし少しでも変えていけるなら、よろしくお願いします。

これは答弁結構です。

実友委員長 よろしいですか。続いて。

樽本課長。

樽本市民協働課長 4点目の山崎スポーツセンターの改修事業につきましてですけれども、今回のネット等の改修実施時に、時計の故障が発覚しております。調査の結果、経年劣化による断線等による故障ということは確認できたわけなんですけれども、その調査の中で、本体そのものが腐食等によって激しく壊れているといった状態でした。その状態の中で、ライオンズクラブさん等と確認して、今後の設置であったり、撤去であったりというところの協議をさせていただいた結果、今回の撤去に至っております。

今後の設置についてなんですけれども、設置場所であったり、各種団体との協議、寄附をいただく手法であったり云々というところも含めまして協議をさせていただいて、やはり必要に応じて、市としても設置の方向については協議を行っていきたいと思っております。

実友委員長 稲田委員。

稲田委員 まず、その時計の前に、ネット等の改修なんですけど、基本的に言ったら、さびどめとかのそういう補修ですか、それとも、ネットは新しくなってる部分があると思うんですけれども、スコアボードなんかは多分塗装と屋根の雨漏りの修理かなと思うんですけれども、例えば、構造上補強されたというような工事ではなかったんですか。

実友委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 ネットの改修工事につきましては、基本的な支柱であったり、ネット自体を支えるものについては塗装等の補修をしております。ネット自体の張りかえという形で理解していただいたらと思います。

実友委員長 稲田委員。

稲田委員 時計の件なんですけれども、寄贈者というのは、どうしても工事で同時に進められなかったということで、後になって今現在撤去されているということだと思ってしまうんですけれども、同時に進まなかったということで、もともと改修工事なんて予定なかったのかもわかりませんが、支柱を立てると結構な金額になります。体育館の壁に時計を据えつけるとか、スポーツする方に時計がないというのは、物すごくやりにくいものなんです。タイムゲームであったり、やっぱりあの辺を通る子供たちが何時になったかわからん、時計がない、唯一あの時計しかなかったん

ですね、スポーツセンターに。だから、あの時計を見て近くで遊んでる子供が帰る場合もあったでしょうし、スポーツ施設に時計がないということ自体がまれなんですけどね。

ですから、今後整備される予定なのか、寄贈者を待って行くのかと。

実友委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 平成26年度の今回のネットの補修工事等のときには、そういったことの対応等を考えておらず、急遽発生した事案でありました。

しかしながら、先ほど稲田委員が言われましたように、時計というのはスポーツされる方であったり、外におられる方に対して貴重なものだとの認識はしておりますので、設置に向けて今後対応していきたいと思っております。

実友委員長 稲田委員。

稲田委員 スポーツセンターのトイレはバリアフリーじゃないんですね、基本的には。今まで使われていた体育館もちょっと、入り口はスロープがあるんですけども、狭い。ある団体というか、ちょっと障がいを持たれた方から、スポーツセンターでイベントがしにくいということで、各小中学校を使われるようになったということをお聞きしたので、今後トイレを改修するときとかバリアフリー化する機会があれば、そこをちょっと重点的に、これは今までの決算とは関係ないんですけども、そこをぜひお願いしてくれということだったんで、この場をおかりしてお願いしたいんですけども。

実友委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 山崎スポーツセンターにつきましてですけども、私もさつきマラソンのスタッフとしてかかわらせていただいたときに、その辺のことも重々感じさせていただきました。課題としては捉えております。今後、スポーツ施設のあり方等も含めまして、総合的に判断させていただいて、障がい者にも優しい施設という形のものに、改修を図っていきたいと思っております。

実友委員長 よろしいですか。

稲田委員の質疑は終わりました。これに関連するようなことがございましたら。

よろしいですか。

それでは、ないようでございますので、次の質問者、榎橋委員、質疑をお願いします。

榎橋委員 それでは、お願いをいたします。

決算委員会資料の12ページでございますけれども、空き家活用支援事業補助金と

一覧表がございます。その中に、1,000件の空き家を活用して居住されるんだと思いますけれども、42件ほど物件があるわけですが、3件どまり为什么呢。

それと、「コミュニティハウス青い家」というのがございます。宍粟の広報を見ましても、このPRがしてあるんですけれども、補助金が20万円、これは平成25年度からですので、2回目、継続だと思うんですが、毎年この金額为什么呢。

そしてもう一点、成果説明書の43ページですけれども、コミュニティ組織強化事業の中で、新たなまちづくり活動を行うために、外部からのアドバイザーを派遣されたとのことでございますけれども、派遣されて、その成果をお願いいたします。

実友委員長 答弁を求めます。樽本課長。

樽本市民協働課長 1点ずつでよろしいですか。

実友委員長 はい。

樽本市民協働課長 それでは、決算資料12ページの空き家活用支援事業につきましてですが、当事業は空き家活用、または居住するために5年以上使用する場合に限り補助するとなっております。この制度によって、3件とも今現在も居住していただいております。

実友委員長 よろしいですか。

樽本市民協働課長 3件だけかという御質問につきましては、平26年7月に条例制定されて、平成26年7月からこの補助制度を設けております。平成26年度につきましては、現在の3件というのが実績でございます。

実友委員長 榎橋委員。

榎橋委員 それでは、5年以上住んでくださる方に対して補助があるわけですが、「新規」になってますよね。ことしからということですか。

実友委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 平成26年7月に空き家等の適正管理に関する条例を制定した上で、こういった支援事業を平成26年7月に設けさせていただきましたので、新規事業として理解していただいたらと思います。

実友委員長 榎橋委員。

榎橋委員 お願いいたします。補助対象経費がそれぞれなんですけど、谷口順子さんの場合は、823万1,328円に対して50万円、また、竹内さんの場合は283万2,948円に対して75万円なわけなんですけれども、これが来年度もずっと続いていくわけですか。

実友委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 空き家改修工事につきましては、物件当たりについて1回限り

の補助金でこの金額になっております。50万につきましては、市外の業者さんが改修された場合は50万円を上限に補助すると。市内の業者さんが改修された場合は、75万円を上限に補助するという形になっておりますので、御理解のほどよろしくお願ひします。

実友委員長 よろしいですか。

続いて答弁を求めます。

樽本課長。

樽本市民協働課長 2つ目のコミュニティハウス青い家の補助金につきましてはですが、コミュニティハウス青い家には、今年度の「しそ元気げんき大作戦」の中のコミュニティビジネスを目指すという形で、今回申請していただいております。やはり自立していただくための、本年度からの事業申請になっておりますので、この平成27年度からは補助金も異なっております。

実友委員長 榎橋委員。

榎橋委員 じゃあ、これは毎年申請すればいただけるものですか。

実友委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 元気げんき大作戦につきましては、コミュニティビジネスを目指すという形で、5年間支援するという事業計画を上げていただいております。自立していただくためには、当初の3年間は最高45万円、4年目、5年目については20万円、10万円という形で補助金を下げさせていただいて、最終的には自立をしていただきたいということで、支援のほうを決めさせていただいております。

実友委員長 榎橋委員。

榎橋委員 この青い家ですけれども、私もよく行かせていただくんです。友人がピアノを弾いたりしておりますので。ここに書いてありますが、口コミをしなくてもお友達がお友達を誘ってくださったりして、ほとんど誰かは来てくださって、いろいろな催しをしてくださっています。

ところが、水洗トイレではないんですね。この方が最近清潔なことも考えて、やっぱり水洗にしたいと。それで今募金を募ってらっしゃって、まだほとんどたまってませんけれども、「これいつになるのかしら」という感じでおっしゃってました。

こういうことに対する助成とかはありませんか。

実友委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 今年度申請していただいた分には、そういった部分も含めて、

施設の改修であったり、ソフト事業も含めまして事業での提案をいただいております。そういった費用に45万円の補助金を充てていただけたらと思っております。

実友委員長 榎橋委員。

榎橋委員 わかりました。ここにも書いてございますけれども、婚活パーティーをしたいとか、いろいろなことを考えてくださっておりますので、本当にコミュニティハウス青い家はそうだなと思いながら行かせていただいておりますので、どうぞ今後ともお願いをしたいと思っております。

実友委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 3点目のコミュニティ組織強化事業についてお答えさせていただきます。

コミュニティ組織強化事業は、少子高齢化が進行すると、地域コミュニティの維持が困難となることから、多種多様な人材で支え合う仕組みづくりを、地域で考えていただくことを目的としております。

平成26年度にアドバイザーを派遣したのは、千種と菅野の2地区でございます。

千種地区につきましては、各種団体委員を構成とする千種まちづくり推進委員会を立ち上げられ、千種のまちづくりについて話し合いを行っておられます。また、それを今後の活動につなげていく予定であります。

菅野地区におきましては、地域住民を中心に話し合いを行い、空き家を活用し、ふれあい喫茶であったり、各種教室などを行うコミュニティービジネス、先ほど御意見をいただきました青い家の活動へつながっております。

アドバイザーを派遣することによって、活用して、青い家のような活動のコミュニティービジネスを目指そうという目標が定められております。

宍粟市では、この事業とあわせて、地域の魅力・課題を引き出し、話し合いを取りまとめて、自主的・自律的な地域活動につなげる取り組みとして、兵庫県の地域再生大作戦事業を活用して、類似するような形でアドバイザーを派遣しております。その地域につきましては、そのほかには神野地区であったり、繁盛、土万の3地区に、平成26年度としましては派遣をしております。

繁盛地区におきましては、地域での話し合いがスタートしたばかりなので、地域の活性化につながるよう、市としても協力していきたく思っております。

土万地区におきましては、若手を中心に「土万げんき会」というのを立ち上げられ、耕作をきちんとやったり、休耕田の活用であったり、特産品の開発といったことを考えられております。

神野地区につきましては、「ふるさと神野を考える会」などを組織されて、地域の課題であったり、資源を共通認識して、現在活動につながっております。

このようなことを総合的に活用しながら、コミュニティ組織強化事業というのを、今後進めてまいりたいと思っております。

地域づくりというのは、地域によっては課題であったり、資源が異なっております。地域の合意形成には時間をかける必要があると認識しております。そのステップを大事にしていかなければ、「やらされる」という活動になってしまいますので、予算計上している部分には届いておりませんが、地域が主体的に取り組めるよう今後も支援していきたく思っております。

また、外部のアドバイザーを入れることにより、行政にやらされるのではなく、自分たちがやらなければならないという意識が芽生えてくるのではないかと思っております。

以上です。

実友委員長 榎橋委員。

榎橋委員 ありがとうございます。こういった、たくさん今課長がおっしゃってくださったんですけれども、どこの地域で何をしているのかという一覧表はございますか。

実友委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 事業に対してこの地区がやっているというのを整理したものはありますが、まだ話し合いが始まったばかりなので、地域の目標が定まっている部分と定まっていない部分があるので、それを一覧にしたものはございません。

実友委員長 榎橋委員。

榎橋委員 じゃあまた、できましたらいただきたいと思います。また、ほかの地域もいろいろなことを考えて、元気で過ごせるようにしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

実友委員長 よろしいですか。

榎橋委員の質問につきましては、以上で終わりたいというふうに思います。

続いて、大畑副委員長。

大畑副委員長 それでは、よろしく願いいたします。

まず、全体の質問をさせていただいて、また議論をお願いしたいというふうに思うんですが、まず1点目は、活力あるコミュニティ活動の推進ということで、まち

づくり推進部がいろいろな地域の課題がたくさん出てくる中での、もう一度コミュニティ自身を復活させようということで、一生懸命取り組んでいただいているし、その業務が集中しているかなというふうに思います。

今も関連のものがたくさん出ましたので、重複は避けていきたいというふうに思いますが、その活力あるコミュニティ活動の推進というところで、全体的にそこにかかった平成26年度の予算と決算を見ますと、私の積算なので違っていたらまたおっしゃっていただいたらいいですが、予算的には、この節に関しては4,000万円ぐらいの予算が編成されていて、決算額的には1,700万円ぐらい。そして2,300万円程度が不要として上がっているということで、今もありましたなかなか主体的・自主的な事業として十分に成果が上がってないなというふうに思うんですが、まちづくり推進部として自主的・主体的な活力あるコミュニティ活動をつくり上げるために、どういうポイントで今年度を取り組まれたのかということ、まず漠と全体的なところを御説明いただきたいと思います。

あと個々もお願いしたいんですが、1つは女性によるまちづくり活動支援事業、これも今、中身のお話がありましたので事業内容はわかりましたが、その成果なり課題についてお伺いしたいと思います。これも平成24年度から始まっている事業ですけど、平成25年度決算、平成26年度決算、大体60万円程度にとどまっていると思いますので、いろいろ課題認識をお持ちだというふうに思うので、どのようなことかおっしゃってください。

それと、総合計画の中にも書いてありますが、この地域の課題解決には、地縁団体、つまり自治会以外のNPOとか、ボランティア組織、そういうものを育成するなり、連携が非常に重要であるというふうに書いてありますが、それをつくっていくための一つのツールとして「元気げんき大作戦」とかいう事業もあると思うんですが、これがまたなかなか執行率が上がってないというふうに思うので、この辺の成果なり課題をどのように思っておられるのか教えてください。

コミュニティ組織強化事業のことは結構です。

それから、施策体系の中で、ふるさとまつりの運営事業というのが、一宮のふるさと祭りのところが成果説明書の45ページにあります。いつも施策区分のところ、市内における地域間交流の促進ということで挙がってるんですね。これは、中身とこの施策区分とは違うというふうに思うんです。これは、ちょっと見直していく必要があるんじゃないかなと思うので、その辺のことについて考え方を聞かせください。

続いて行かせてもらいます。

2つ目には、人権教育啓発ということです。

先ほどもありましたので、地区生推協の関係で、私の場合は少し視点が違いますので、これはもともと長い経過で民主化協議会というところからスタートをして、いわゆる人権教育・啓発というのがメインでありましたけれども、それだけではなかなか進まないということで、地域のふれあい交流事業なんかもセットで進められてきたものだと思いますが、きょう資料提供いただいていますふれあい交流事業の内容、これは大体わかるんですが、これが地区生推協の補助事業の中で、どれぐらいのウエートを占めているのか。その金額がちょっと書いてございませんでしたので、その辺の割合を教えてくださいというふうに思います。

それともう一点、人権教育・啓発でいいますと、5年に1度の市民意識調査、これが昨年度予算に計上されておりましたが、未実施になっております。この辺のことについての説明と、それから、人権施策の推進計画が、もう見直しを図らなければいけない時期に来ておりますが、これもまだ進んでいないと。こういう基本的な計画がない中で、人権教育・啓発が毎年進められておりますけれども、この辺がちょっと矛盾するんじゃないかなと思いますので、この辺を今後どのように考えておられるのか教えてください。

それから最後ですが、消費者行政のところでお尋ねをしたいと思います。

総合計画の位置づけの中でも、安全な消費生活ということで、どちらかというところ、消費者被害の防止という観点がすごく強調されているんですけども、私がいつも申し上げてますように、環境政策なり、後の農林業の関係でいえば地産地消とか、そういう他の政策部分に直結する消費者行動というのがあると思ひまして、消費者教育推進法というのがその辺を言っております。環境政策でいえば、省エネとか省資源化のための消費行動を促すような教育を進めていこうというような、そういう法律もあるんですが、その辺の取り組みがちょっと弱いと思うので、実績があれば教えてください、その考え方をお願いしたいと思います。

その消費者教育の推進を図るために、市民レベルの推進アドバイザーみたいなものを、何年か前に市民の方々に学習をしていただいて、そういうアドバイザーをつくっていこうということで立ち上げておりましたが、その後、そのアドバイザーの育成がどのようになっているのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

とりあえず、以上でお願いいたします。

実友委員長 答弁につきましては、一点一点行きたいというふうに思いますので、

その都度答弁をお願いしたいというふうに思います。

まず、坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 まず最初に、平成26年度において、まちづくりをどういう考えで進めてきたのかというような趣旨の御質問だったかというふうに思います。

御存じのとおり、合併段階では地域協議会という形で、各旧町ごとに地域協議会を設置し、合併協議の内容を検証していく、あるいは進行管理をするというような、いろいろな役割を持った地域協議会が設置され、それがまちづくり協議会に発展的に組織が変わってきました。それぞれ地域でまちづくり委員さんという形で委嘱しながら、地域のまちづくりについて考えていただくというようなことで進めてきましたが、それぞれ非常に難しい課題を抱えていただいて、少し先行きという部分でしょうか、まちづくり協議会自体に疑問を持たれるというようなことも、中にはあったように聞いております。

さらには、元気げんき大作戦の審査機関だというような位置づけに思われる委員さんも出てきたということ、これは我々の進め方というところに、少し反省すべき点があるのかなというふうに、今現状思っています。

そういう状況の中で、地域の活力を上げて向上させる、それにはどうしたらいいのかというところで、まちづくりを進める仕組み自体を変えていく必要があるのではないかなというところで、平成26年度については、今後どういう仕組みで、どういう制度設計で、進めていくのかというところについては、重点的に協議をしてきたところがございます。その中で、まちづくり協議会については廃止をする。当然、まちづくり協議会のほうは、それぞれのまちづくり協議会の中でいろいろ議論されて、最終的な提言という形でも市長のほうに報告をされておりますが、我々としては、今後地域の皆さんと、どういう形でまちづくりを進めていくのかというところが非常に大事だというところで、その仕組みづくりに1年をかけて費やしております。

その結果、各小学校区を中心に、地域の合意形成をはかっていただくような仕掛けをしていく必要があるのではないかなという結論に達しまして、補助制度、あるいは交付金制度についても、それに対応した制度を平成26年度のうちに設置しております。

そういうところで、合併後10年たって、高齢化や過疎化とかいろいろなことがあるんですが、地域の資源を生かしながら、地域みずからが元気になるような取り組みをしていただけるための仕組みづくり、そういったものを、そういう考えのもと

に平成26年度は進めてきたというふうに考えておりますので、今後つくった仕組みをどう定着させるかというのが、平成27年度以降の課題だろうというふうに認識しております。

個々の具体の平成26年度の実績等につきましては、担当課長のほうから答弁いたします。

実友委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 それでは、女性によるまちづくり活動と、元氣げんきとあわせて答弁させていただいてよろしいですか。

実友委員長 はい、どうぞ。

樽本市民協働課長 それでは、女性によるまちづくり活動支援事業につきましてはですけれども、平成26年度につきましては、女性同士のきずなを深めながら、自主的な健康づくりであったり、身体づくりを地域内に広げる活動であったり、子育て中の親と子どもたちに、宍粟市に言い伝えられている各種の民話を後世に語り継ぐ活動、また、青少年の健全な社会生活を送るためのサポートといった取り組みであったり、先ほどから出てます空き家を活用した地域のプラットフォームとしての、誰でも気軽に楽しめる拠点づくりなどが行われてきました。これにつきましては、女性ならではのネットワークにより、活度の輪の広がりを見せております。

しかしながら、御指摘いただいたとおり、予算に対しての取り組み数であったり、取り組み実績という大きな課題を持っているのは、担当課としても捉まえております。より一層、市民の皆さんにわかっていただけるように、各種団体と連携しながら、PRを行っていきたいと思っております。

また、もう一点の元氣げんき大作戦の活用についてなんですけれども、元氣げんき大作戦の補助金の対象者につきましては、自治会長や各種団体、サークル等々となっておりますので、地縁団体以外の方も活用は可能となっております。先ほど稲田委員の御質問にもお答えさせていただきましたように、平成27年度につきましては、NPO法人さんの奥播磨夢倶楽部さんにおいて、この事業を活用して「夢しそう」を引き継ぐ形となりました「おくはりま」という市民団体による情報誌を発行されています。

しかしながら、これにつきましても、平成25年度からと比べても支出の金額自体は落ちておりますが、活動自体は私どもは着実に進んでおるのかなとは思っておりますが、数字的などところでいいますと、やはり課題というのは、大きく費用を残しておりますので、この部分についても今後活用に向けて広くPRを行っていきたい

とっております。

実友委員長 この2点について、大畑副委員長。

大畑副委員長 1つは、部長のほうから答弁いただいたこの間の流れで、地域の元気をどうつくっていくかということでの新しい仕組みを考えているということで話があって、それはわかるんですけども、そのための仕組みづくりの1年だったかなと思うんですけども、ただ、ちょっと私の意見はもう少し、その仕組みをつくってどう仕掛けていくかというところで、まだまだ克服せなあかん課題があるというふうに思っているんです。

市のほうは、まちづくりの単位を15地区単位で進めていくというような答弁を、この間もされました。大体小学校区単位と思うんですが、そこで地域の課題を解決していこうということになりますと、どうしても自治会、そこ抜きにはできないんですね。だから、地縁団体が全て中心になって進めていくということになるわけです。

それはそれでいいんです。否定するものじゃないんですが、ただ、自治会で進めていくと、逆に弱点としては、各部門別の専門的なことができないんですね。自治会長さんが、福祉やらとか、環境やらとか、人づくりやとか、全て包括した事業なんてできないわけで、あくまでも地縁団体としての地域防災でありますとか、やっぱり限られてくると思うので、僕はそういうふうな地区全体を活性化していくための仕掛けのメニューと、部門別の、例えばここにあるような、女性によるまちづくりとかいうような、部門別のところの仕掛けを区分したほうがいいんじゃないかなというふうに思っているんです。

まず、そこまでで1回、答弁いただけますか。

実友委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 部門別という考え方についても、十分私のほうも理解できるところであります。

冒頭申し上げた部分では、どうしてもこれまでいろいろな要素、例えば生涯学習等、それから別にまちづくりとか、いろいろな部局が同時に施策を打った場合、受け手側、地域にとっては一つの受け皿になってしまうということで、地域の皆さんの負担が、2つ、3つ、一度に固まってしまうというようなことが、往々にしてあったというふうに思います。そういったことについては避けていけないといけないと、市が仕掛けていくまちづくりについては、そういうことについては避けていけないといけないというのが、私自身の率直な思いであります。今委員が言われた

部門別という部分については、切り口としては非常に有効な部分もあるのかなというふうに思っておりますので、そのことも意識しながら、今後においては進めていきたいというふうに思います。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 直接この部ではないですけど、やっぱり健康福祉部なんかを中心に、今後、地域包括ケアシステムをつくり上げていかなあかんということになりますと、それを自治会ということになったら、自治会長は大変なんですね。ですから、やっぱりそういうことにたけたNPOが存在したり、あるいはボランティア組織を立ち上げていくというようなことが大事だと思うので、そういう仕掛けはこのまちづくりのほうでやっていただくのがいいのかなというふうに思っています。

そういう意味で、この女性によるまちづくり活動支援、今やられているやつはそれでいいと思うんですけども、この市民協働課の業務の中には、男女共同参画もありますよね、担当が違うのかもわかりませんが。まちづくり推進部としては、男女共同参画を進めなあかんというのがあるというところがあると思うんです。それが平成26年度の執行としては全くないですよ、実績が。

ですから、これも女性だけでまちづくり活動支援事業をやらなければいけないということになると、なかなか僕は実績が上がらないんじゃないかなと思うんです。ですから、ここに男女共同参画の視点も入れながら、その割合もやっぱり女性が多くなるといけませんけれども、そういうところでもこの事業が活用できるように変えていくことで、もっと積極的な取り組みにつながるんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

実友委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 女性によるまちづくり活動支援事業につきましてですが、まず、この事業を立ち上げた当初につきましては、宍粟市の婦人会等がなくなってきたという現状がございました。その中で、やはり自主的に女性よる活動を支援していこうという形で、今回のこの女性によるまちづくり活動支援事業というのを設けさせていただいております。

しかしながら、先ほど大畑副委員長が言われました、女性だけで地域活動をしていくには限界があるんじゃないかという御意見も、貴重な御意見だと思っております。その部分につきましては、今後内部で協議して、その辺についても考えていきたいと思っております。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 それでは次に、ふるさとまつり運営事業ですね、これの施策区分についてちょっと変えたほうがいいんじゃないですかということに対して、お願いします。

実友委員長 井上副局長。

井上一宮市民局副局長兼まちづくり推進課長 一宮のふるさとまつりの件について、これができた経緯もあったりしておりますので、その辺から御説明させていただきます。

一宮のふるさとまつりは、災害とのかかわりが大きくございます。昭和51年に山津波で、一宮が旧村5つが合併してから初めての大きな災害で、大きな被害を受けました。その翌年に青年団等が、「これじゃだめだ」ということで青年団と文化協会が劇団を立ち上げて、津波の後をいろいろな形で盛り上げていこうということで、ミュージカルを公演しました。そういったことも含めて、何とか地域一体となったことをできていけないか、町民総ぐるみで行っていくものがないかということで、この第1回ふるさとまつりが昭和53年から始まっております。その中で、自治会であったり、当時は婦人会、それから青年団、こども会、いろいろな団体がいろいろな形で、これを盛り上げていこうということで始まっております。その中で市民の連帯意識ができた、また今までと違った「みんなで一つのまちだ」という意識もでき上がってきたんじゃないかなと思います。そういった中で行ってきたということで、この施策の中では、そういう地域づくりのコミュニティーの形成、また行政と住民が一体となって参画した事業として、ここに挙げておるわけでございます。

そういった件ででき上がった形が、災害の後復興していこう、地域で立ち上がっていこうというところから始まったということで、御理解いただきたいなと思います。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 事業の中身を云々言っているんじゃなくて、総合計画の中では、市内における地域間交流の促進というのは、6章の3節の1項なんです。ですから、市内における地域間交流の促進というのは、市民が市内の名所・旧跡を巡ったりする、宍粟市は広いですから、いろいろなまちの人もほかのまちことを知ろうという、そういう意味の交流なんです。それで、これは一の宮町の中のお祭りでしょう。ですから、施策区分が違うというだけのことを言ってるんです。

実友委員長 井上副局長。

井上一宮市民局副局長兼まちづくり推進課長 済みません、そこの部分はまた整理

したいと思います。地域間交流、市内の部分と上の分が繋がっていないところにつきましては、整理したいと思います。

実友委員長 よろしいですか。

大畑副委員長 はい、それだけです。

実友委員長 それでは、次、人権。

樽本課長。

樽本市民協働課長 事業内容につきましては、会議当初にお配りさせていただいたとおりでございますが、事業費につきましてですが、各協議会等によって若干の開きはございますが、ふれあい行事等につきまして支出されているのが、全体事業費の約5割程度。その残りの5割の部分につきましては、環境美化活動であったり、人権啓発活動等に使われているのが、今現在の生推協の現状と把握しております。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 これも先ほど稲田委員のほうからありましたから、重複を避けませうけれども、私はこの人権教育啓発とふれあいが一緒になってきた経過もいろいろあるんだろうと思うんですが、先ほどの活力あるコミュニティ活動に推進というところと、このふれあい交流事業を、セットにしていくということのほうがいいんじゃないかなという思いなんです。稲田委員の答弁のところ、樽本課長が、「今後の制度設計のところについて、地域づくり、まちづくりという視点で考えていく」というふうにおっしゃいました。そういう部門と地区生推協、全体をまちづくりのほうに持って行ってしまうと、危険なのは人権教育、啓発、そういうところが置き去りになる危険性があるわけです。ですから、そこはぴしっとさび分けができるんだったら分けて、今まで教育委員会がやりましたからこうなってるんですけど、新しくまちづくりに変わったわけですから、今度はちょっと視点を変えて、この事業の割り振りも、もう一度見直されたらどうかなというふうに考えております。

人権教育・啓発も非常に、私たちも地区でやる場合に、講演会を年1回程度やってそれで終わってしまうみたいなことで、なかなか人権感覚を身につけるという意味での成果は乏しいなというふうに思っているんですけども、もっと人権という捉まえ方を広げる必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

それは何かといいますと、来年4月から差別解消法というのがスタートします。それから、宍粟市も、「共生の社会をつくっていく」ということをうたっているわけですから、そういうことの実践活動なんかも、こういう補助金の対象にしていて、どっちかという、地域がこういうことをやりたいということに対して、補助

をしていくような仕組みをつくったほうが、人権についての感覚が余計広がるんじゃないかなと。今は補助金を出して「これでやってくれ」という話になるから、受け手の側としてはなかなか見つかりにくいといえますか、どうしても今までの前例踏襲で、去年はこれをやったんやから、ことしもこれにしようかというような形になりがちなので、少し地域提案型のほうの人権教育・啓発の事業に変えていって、それでまた成果を判断していって、進まなければ、何が問題なんだろうというふうに考えていったほうがいいんじゃないかなと思うんですが。いかがでしょうか。

実友委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 今、大畑副委員長が言われたとおりだというふうに私も思っております。特に、地域コミュニティーとか地域づくり、それは地域の住民の人たちがそれぞれ認め合うという、それが根底にないと、うまく地域づくりも進まないんだろうというふうに思ってます。

同和教育から人権教育に変わり、あるいは生涯学習、まちづくりというようところで、いろいろ地域づくりも変わってきた経過がございますが、その市民活動の根底には、当然人権が尊重されたまちづくりを目指すというところがなければ進まないだろうというふうに私自身は思っておりますので、新たな切り口、あるいはこれまでの、マンネリ化しとるんではないかなと、成果が十分に発揮できてないのではないかなという御指摘をいただいているというふうに思いますので、そのあたりも含めて、仕組みを考えていくということについては、そういうところを大事にしていきながら、めり張りのきいた部分で進めていきたいなと、そんなふうに思っておりますので、今後とも御意見をいただけたらなと思っております。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 じゃあ、よろしく願いいたします。

続いて、意識調査、それから人権施策推進計画の見直しの取り組み、それぞれについてお願いします。

実友委員長 富田次長。

富田まちづくり推進部次長兼人権推進課長 人権推進課のほうから答弁をさせていただきます。

まず、市民意識調査の実施に対する考え方でございますけれども、平成26年度におけますその考え方は、平成22年3月に作成されました宍粟市民人権意識調査結果報告書を十分に点検していくことから始まるものと、そういった位置づけをもって取り組むこととしてございました。その中で、報告書におけます課題に対する人権

啓発等の取り組みが、全体的に進んでいないということが浮き彫りとなりまして、検討しました結果、このまま意識調査を実施すれば、それこそ「調査のための調査」になってしまうというような判断から、平成26年度の調査実施を見送ることといたしました。

それから、人権施策推進計画の見直しについてなんですが、これも人権意識調査との整合性が大きくかかわるということもございまして、意識調査と同様に、平成26年度については見送るということにさせていただいたところです。

以上です。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 見送りについては承服しがたいんですけども、今言っても仕方ありませんが、では、それをどうするのかと。見送るままで放っとくのかと、そういうわけにはいかないというふうに思うんですが、今後についてどのようにお考えなのかおっしゃってください。

実友委員長 富田次長。

富田まちづくり推進部次長兼人権推進課長 本年度につきましては、この平成26年度の意識調査の見送り、それから、推進計画の見直しの見送りということを受けまして、市内おきまして、公平公正な立場で、日々社会教育団体ということで活動されております宍粟市人権教育促進連絡協議会、会の皆さんは「しそう来夢の会」という呼称でもお呼びでございますけれども、皆様に前回調査の分析ということで依頼をさせていただいております。こうした取り組みを経まして、来年度以降において、意識調査の実施に取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、人権施策推進計画の見直しにつきましては、計画策定から現在までの人権を取り巻く状況の変化や、それから、関連します法律や制度など、諸事情の変遷等に鑑みまして、庁内に設置してございます人権問題検討委員会において、文言等の一部追加であったりとか、そういった等々の見直しを本年度で行うことということで取り組んでございます。

以上です。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 市民意識調査については、来夢の会に依頼をするということですが、市はどのようなかわり方をするのか、もう一度教えてください。

それと、人権施策推進計画、これは学識経験者、県立大学の先生も入っていたり、あるいは人権にかかわる各種団体とか、公募の市民の皆さん方に入ってい

ただいてつくった計画です。その見直しに当たって、内部の、言えば市役所の幹部の職員の皆さんになりますね、人権問題検討委員会、そこでこういう重要な計画を見直していくというそういうプロセスでよろしいのでしょうか。

実友委員長 富田次長。

富田まちづくり推進部次長兼人権推進課長 まず最初の市人促との皆さんとのかわりということなんですが、人権推進委員会のほうも関係部署ということにかかわってございますし、それから、この意識調査の再分析というんですか、特に若者の意識が低いというような調査結果になってございました。そういったところにポイントを置きまして、いろいろな方の意見、視点を持って、もう一度その報告書を読み直していこうというようなことで、市の職員でございましたり、それから、一部には学校の先生であったり、一緒に加わっていただいて意見を述べさせていただく中で、しそう来夢の会の皆さんがまとめていくと、そういったスタイルで今取り組んでいるところでございます。

それから、人権施策推進計画の見直しなんですが、計画の理念というんですか、中身については年数はたってございますけれども、大きく見直す必要は、現在のところはないのかなというふうに思っております。そういった中で、計画書に実際に記載されてあります用語であったりとか、また、近年になりましたらいろいろな人権にかかわる法律であったりとか、それから文言といたりとか、それから新たな差別というようなことも出てきておりますけれども、そういったことを加えていくという、一部修正というんですか、一部加除というような形での見直しを考えているところでございます。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 まず、市民意識調査について、市役所の若手職員であったり、教職員がかかわるというのはわかるんですが、プロセスにかかわるのはわかるんですが、調査として市がきちんと責任を持てるんですかというか、そのかわりはどうなんですかということ、もう一度御説明ください。

実友委員長 それだけ。

大畑副委員長 もう一つあるんですけど、まずそっこのほうから。

実友委員長 富田次長。

富田まちづくり推進部次長兼人権推進課長 市のほうのプロセスということでございますけれども、改めての人権意識調査につきましては、また次年度以降考えてまいりたいと思っておりますので、どのような形で調査を行っていくかということに

については、また検討していきたいというふうに思っております。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 市がどうかかわっていくかというのは、市がこの調査に基づいて、どういう責任を持つかというのは検討する、来年度以降検討すると今おっしゃいました。

実友委員長 富田次長。

富田まちづくり推進部次長兼人権推進課長 はい。市といたしましては、意識調査というのはやっていく必要があるだろうというふうに考えてございますけれども、今回の見送りとあわせまして、その意識調査の結果をもとにした点検というんですか、課題に対する取り組みが、まだ十分に進んでいなかったというようなことございますので、今後、今取り組んでおります意識調査の再分析というんですか、そういうことも受けながら、人権にかかわる取り組みを進めていく中で、また意識調査というのを市が主体となってやっていこうということで考えております。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 ちょっと、全く新しい取り組みをされようとしているので、そのよしあしはよくわからないんですけれども、この意識調査というのは、人権教育・啓発の、これまでやってきた成果なり課題なりを検証するための調査ですよ。市民の皆さんのアンケートをもとにして、どれだけ教育・啓発が効果的だったのか、あるいは効果がなかったのかということを検証するわけですよ。今回はできなくて、前の報告書の報告として指摘されていることとかいろいろなことをみんなで読み返して、もう一回そこを勉強して、そして何らかの方向性を出そうかということで、来夢の会から報告書が出るのかもわかりませんが、それに対して市がどういう責任を持つんですかということをお尋ねしているんです。

実友委員長 富田次長。

富田まちづくり推進部次長兼人権推進課長 来夢の会につきましては、一定報告書というんですか、そういったものをお願いしますということで、市長名で依頼をさせていただいているところですが、その報告書がまとまって提出されれば、それに基づく取り組みを市のほうで判断させていただいて、必要であれば予算措置をして、人権施策の取り組みに生かしていきたいというふうに考えております。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 わかりました。

次に、その人権施策ですが、平成18年度の3月につくって、平成19年度の4月ぐ

らいから計画としてスタートして、これは計画期間を設けてない計画で、その当ても議論になったのを覚えております。基本構想であったり、基本計画であったり、実施計画なんだというわけのわからん答弁をしたというような形なので、具体的に構想だったら、今課長が言われた理念は変わってませんというようなことは言えるんですが、やっぱり基本計画、実施計画にかかわるような中身までやるということであれば、そこは変えなくて一部の見直しで対応したいというのは、ちょっとそれは行政の勝手じゃないかなというふうに、私は思います。

先ほど言いました、来年、差別解消法が施行されるとか、やっぱりここ何年かの中で障がい者の基本法が変わっていったり、いろいろな法律が、いわゆる国際基準に基づいてどんどん日本の国内なんかも批准されていって、変わっていきよるわけですね。なのに、理念は変えていません、一部修正で済みますというのは、それは僕は全然認識されてないと思いますよ。ですから、もう一回やっぱり市民なり、専門家を交えてしっかりしたものをつくって、これから教育・啓発を進めますというのが、担当の考えでなければいけないんじゃないかと思えますけれども。

もう一度、答弁をお願いします。

実友委員長 富田次長。

富田まちづくり推進部次長兼人権推進課長 大畑副委員長からもございました来年4月に施行になります障害者差別解消法であったりとか、宍粟市で取り組んでおります本人通知制度の取り組みですとか、そういったことで平成19年に策定されました推進計画からこれまでの間、いろいろな制度であったり、法律とかというのがございます。推進計画につきましては、それらの部分の加除というんですか、加えるところがあるんですが、人権施策の推進につきましては、先ほど委員のほうが言われました、しっかりとこういったことも踏まえながら、取り組んでいきたいというふうに考えておりました、本年度の計画の見直しにつきましては、その文言と、それからこういった制度であったりとか、そういったことを踏まえての一部の見直しということで進めていきたいというふうに思っております。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 決算審査ですから、余りそれ以上言ってもいけないんですけれども、これはやれてなかったことの決算審査を今やってるんですね。先送りされた意味が、そういう捉え方で先送りされたんだったら、非常にちょっと審査として僕は心外だなというふうに思うんですよ。

だから、ここはちょっと今後の予算とかを含めて、考え直されるべきだというふ

うに思います。

ほかの計画は、それぞれ障害福祉計画とかいろいろな、子ども子育ても、この間ずっと福祉関係をたくさんつくってこられました。それらは市民アンケートがベースにあったり、市民の声を反映したものがあって、実態把握がされてて、そして計画がつくられていますね。それにも多くの方が参加をされていますね、計画づくりにも市民参画を得てやっておられます。

それで、なぜこの人権施策だけ自分たちだけでやるというふうに言い切られるのか、その辺がちょっとわからないんです。

人権というのは非常に最重要課題だということを、これまでずっと言いながら、何でそんな計画をつくる話になると、トーンが下がってしまうのかわからないんですけれども。

決算審査を超えている部分がありましたら注意をいただいて、もう一度答弁をお願いします。

実友委員長 富田次長。

富田まちづくり推進部次長兼人権推進課長 文言等の追加ということでございましたけれども、今、改めて中身の見直しというのも当然行ってまいります。

先ほどの意識調査とも関連するんですが、意識調査を今年度において実施いたしますと、またそれを受けて人権施策推進計画の本格的な見直しというんですか、そういうことにも取り組んでいきたいというふうに考えております。

実友委員長 よろしいですか。

これで、暫時休憩をしたいというふうに思います。

午後2時55分まで休憩をしたいというふうに思います。

午後2時38分休憩

午後2時55分再開

実友委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

消費者行政推進事業について、富田次長のほうから答弁を求めます。

富田次長。

富田まちづくり推進部次長兼人権推進課長 それでは、御質問いただいております昨年度の消費者教育推進法の取り組み実績についてというところから、御説明をさせていただきます。

この取り組み実績といたしまして、1つ目は、宍粟市消費者協会へ取り組み支援

でございます。宍粟市消費者協会は、法が目指す持続可能な社会、環境に配慮した商品の選択であるとか、エネルギーの節約など、日常の消費生活における省資源、省エネルギー等環境に配慮した行動の実践の形成づくりに、協会の設立当時より目指されておりまして、食の安全・安心の推進としての地産地消であったりとか、それから、環境に優しい暮らしづくりとしてのEMぼかしや、廃油石けんづくりの推進を初め、自治会、老人会、学童保育所などへの出前講座や市内の3つの高等学校との交流など、多様な主体を巻き込んで連携を図りながら、市内各地で積極的に事業展開を行っておられるところです。こういった消費者協会への支援ということで、まず1点目、挙げさせていただきます。

2つ目には、消費者教育・啓発推進事業により市内の団体や学校が実施されます消費者教育・啓発の研修会、または講演会の経費の負担等の支援を行っております。具体的には、社会のグローバル化や情報化が進みまして、消費者が身につけておくべき知識が日々変化している中で、昨年度につきましては、小学校や中学校のPTAなど8団体が、特に進化するネット社会におけるルールであるとか、モラルについての講演会を実施されておりますけれども、そういったところへの支援を行ってございます。

3つ目は、消費生活出前講座の積極的な実施ということで、人権推進委員会にございます消費生活センターの消費生活相談員を中心に、消費者協会の皆さんとも一緒に「お達者クラブ」であるとか、その他の団体への出前講座を65回実施いたしまして、約2,000人程度の方が受講されているということで、こういった取り組みが挙げられると思います。

次に、市民レベルでの、消費者教育推進アドバイザーの育成についてということでございますけれども、アドバイザーの養成につきましては、先ほども御質問がございました、平成24年度に消費者教育リーダー養成講座というのを実施してございましたけれども、それ以降実施してないところでございます。

しかしながら、その平成24年度の養成講座を受講された方の中においては、現在においても消費者教育の推進に取り組んでいただいている方があり、その多くは消費者協会の役員の皆さんということになりますけれども、その教育の推進の際に、取り組まれるときの啓発用資材の貸し出しであったりとか、それから先ほども申し上げました、協会における講演、研修会等を含めた総合的な活動支援を行っているというところでございます。

今後、消費者一人一人が情報の受け取り手であるとともに、情報の発信者である

ことを自覚し、自分が知ったり、学んだり、実際に活用した消費生活に関する情報を周囲の人に伝達することにより、消費者教育の担い手となることを啓発し、多様な立場の担い手の情報交換が行われることで、情報の流れというんですか、情報の共有化というそういった仕組みをつくるのが大切であると考えております。

消費生活相談と消費者教育との両輪で、さまざまな情報を集積して、地域住民に消費者教育を提供する場、また、消費者教育の担い手を支援する場をつくる必要があるというところから、御質問いただいておりますアドバイザーの養成について、消費者教育のすそ野を広げる方法であるということもございますので、今後また検討していきたいというふうに考えております。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 ありがとうございます。私が質問した意図に対しては、十分お答えいただいたかなというふうに思うんですけども、ただ、48ページの成果説明書の中で、決算額663万円ございますが、どちらかという施策体系、ちょっとこれ施策区分間違っていると思いますけれども、防犯のほうの施策体系の中に位置づけられていて、どちらかといいますと被害防止という観点から、相談員さんなんかの賃金というのがウエートを多く占めていると思うんですね。今課長からありました消費者教育を推進する、省エネ活動であったりとか食育、地産地消とかいう、そういう意味からの経費というのは、このうちどのぐらいを占めているのでしょうか。

実友委員長 富田次長。

富田まちづくり推進部次長兼人権推進課長 主には消費者協会というところで取り組んでいただいているところですが、昨年度の決算とかで申し上げますと、環境施設の見学ツアーであったり、食品工場の視察、それから石けんづくりというようなことで、主に事業費というんですか、活動に係る部分といたしましては、消費者協会の中では38万6,000円ほどが活動費ということで上がっております。

ちょっと細かな部分はありませんので、以上でございます。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 何が言いたいかといいますと、やっぱり消費者協会に大分お世話になっている部分が多いなということで、消費者行政としては少し、お金も含めて、十分じゃないんじゃないかなというふうに考えるんです。課長からさっき説明があったように、この消費者行政の持つ役割というのは結構大きいものがあると思うし、ますます環境問題とかが叫ばれる今日ですから、なおさらこういうところに投資していただく必要があると思いますので、今後さらに予算化されますようお願いし

たいなというふうに思います。

その今後についての考え方、御答弁いただけますか。

実友委員長 富田次長。

富田まちづくり推進部次長兼人権推進課長 先ほど大畑副委員長のほうからもありました消費者行政というんですか、消費者教育というのは、突き詰めれば、人の命を守る取り組みであるというようなことも考えられようと思います。そういったことで、いろいろなことをこれから積極的に取り組む中で、必要となればその経費を上げていきたいというふうに思っております。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 よろしく申し上げます。

続いて、同じく消費者行政のところでお話しさせていただこうと思うんですが、48ページでも成果のところ、相談被害未然防止とかの回復額、いわゆる被害に遭わないように防いだ金額、あるいは被害に遭ったけれどもその後回復したとかいうことで、相当成果を上げていただいておりますので、さらに取り組みを強めていただいて、消費者被害をなくしていただきたいというふうに思うわけですが、マイナスというのは、当初計画よりも若干下がっているんでしょうかね、実績が。これは回復金額の累計、成果ですね。

実友委員長 富田次長。

富田まちづくり推進部次長兼人権推進課長 はい、平成26年度の結果というのは、未然防止に取り組んで、防止、それから回復した額ということで、この実績を上げさせていただいております。

平成26年度当初で、目標額ということで7,000万円というのが上がっております。それとの結果との差し引きで、それよりも低かったということで、数字上マイナスの成果になっております。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 といいますと、成果が上がってなかったというふうに言えるんでしょうか、ここで。ちょっと説明ください。

実友委員長 富田次長。

富田まちづくり推進部次長兼人権推進課長 平成26年度当初の目標額の設定が7,000万円ということで、もしあれば、これぐらいを目標にするということで上げられてたものでございます。それについて実績としてありましたのが、2,588万4,000円ということで、対比といたしましてはマイナスとなっておりますけれども、

被害防止をしたり、回復に至った取り組みとしては、十分に成果があったのではないかというふうに考えております。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 わかりました。要するに、未然に防いでいるから金額として上がっていないので、成果が上がってないように見えるわけですね。だから、ちょっとこの出し方やったら、せっかくやってるのにマイナスのイメージを受けてしまうから、ちょっと出し方を考えていただいたほうがいいんじゃないかと思います。

実友委員長 富田次長。

富田まちづくり推進部次長兼人権推進課長 この数値目標の項目というんですか、挙げる内容につきまして、また検討していきたいというふうに思います。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 続けて済みません。

午前中も建設部、特に水道料金とか料金滞納のところでも議論になったんですが、そのときに、悪質ではなく、いわゆる生活困窮、生活保護に至らないけれども、手前の段階の生活困窮の方々の滞納整理については、福祉部門であったり、消費生活のところと十分連携をとりながら、整理に努めていくというような答弁があったんですね。そういう意味で、前から生活再建型の滞納整理に努めてほしいとか、いろいろなことを私たちも意見を出してきたと思うんですけれども、この過払い請求とか、いわゆるサラ金なんかで非常に生活に苦しんでおられて、この22ページに、金融サービスに対して4件そういう相談があったというふうに出ておりますけれども、過払いとしての取り組みをして、何ぼかお金が返ってきて生活再建に役立てていったとか、それを即滞納部分に充てるかどうかは別としまして、そういう生活再建のための相談として、これぐらい実績があったということ報告できるものはありますでしょうか。

実友委員長 暫時休憩します。

午後3時08分休憩

午後3時09分再開

実友委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

富田次長。

富田まちづくり推進部次長兼人権推進課長 手元のほうに、相談による被害額というんですか、未然防止というのを出しておるんですが、その中に先ほど言われまし

た部分については、金額として見当たらないということで報告させていただきます。
実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 実績としては見当たらないということですね。

今後のことにもなりますが、先ほども言いました生活困窮で公共料金についての滞納とかいう形の方も多数あるようでございますので、消費生活相談がその再建に結びついて、少して債権回収が進んでいくような取り組みも、念頭に置いてやっていただけたらなというように思います。

答弁をお願いします。

実友委員長 富田次長。

富田まちづくり推進部次長兼人権推進課長 この消費生活相談、それから通常の生活相談におきまして、そういった生活困窮からの脱却を図れるように、適切なアドバイスというんですか、制度の紹介であったりとか、担当部局の紹介であったりとか、そういったことに一層努めていきたいというふうに思います。

以上です。

実友委員長 よろしいですか。

山下委員。

山下委員 それでは、質問をさせていただきます。

この出してくださっている資料の1ページの、市民協働課の主な取り組みの中で、「住民代表やバス事業者、国県関係機関等で構成する地域公共交通会議を4回開催し、地域公共交通の再編に向けた協議を進めました」というふうに書いてあるところで質問したいんですけども、今回のこのコミュニティバスが、障害のある方や高齢者に対応するバリアフリーの対応になっていないということに、私はこの間ずっとこだわり続けているんですけども、この4回の公共交通会議中で、今回のコミュニティバスの事業主体は神姫バスというふうな形だったんでしょうか。お尋ねします。

実友委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 公共交通会議の主導的な部分、委員会でも何回も報告させていただいておりますように、公共交通会議については行政主導で再編計画を組んでおりますが、運行主体につきましては民間事業者でありますウエスト神姫さんであったり、篠陽タクシーさんのほうに委託するという形で決定をしております。

実友委員長 山下委員。

山下委員 そうしましたら、その事業主体は神姫バスというふうに理解したらいい

わけですか。

実友委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 公共交通に関しまして運行許可をとるのが事業者さんですので、事業主体というか運行主体という考えはあるんですけども、再編計画に基づく考えであったり、再編計画を実施するのはあくまでも運行主体さんがその路線の許可をいただくという形で理解していただきたいと思います。

実友委員長 山下委員。

山下委員 そういうことでちょっとよくわからないのでお尋ねしますけれども、そのバリアフリー対応になってないというところなんです。私のこだわっている点、さっきの質問も、それというのが、平成28年4月から障害者差別解消法が施行されることによって、民間の事業者はこういったバリアフリー対応にすることは努力義務であるんですけども、公的な立場においてはそれは義務化されるんですね。そういうところで今回の場合、事業主体が神姫バスと言われるのなら納得いかざるを得ないかなとは思いますが、その公的な部分が大きくかかわるとしたら、やはり障がい者や高齢者の人たちのためのバリアフリー対応にしないといけないんじゃないかなと思うんですけどもいかがでしょうか。

実友委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 公共交通の再編に当たりましては、元気で歩ける方についてはこの公共交通、路線バスを利用していただく、また障がいを持たれている方につきましては、外出支援サービスを利用して足を確保していくという路線バスと外出支援サービスを両輪で計画しておりましたので、今回の路線バスの部分につきましては、バリアフリーについては対応ができておりません。

実友委員長 山下委員。

山下委員 そういうふうに申しますが、市のほうが事業主体だと申される部分があるんでしたら、バリアフリー対応にしていないということは、法律の違反ということになってかなり大きな問題になってくると思いますので、そのところをしっかりと考えていってほしいというふうをお願いしておきます。

実友委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 ちょっと資料を持ってきておりませんので、法律の具体名を申し上げられないんですが、法律の中ではバリアフリー化といいますか、配慮した車両にする規定になっております。しかしながら、地域の公共交通会議が具体的になるんですが、そこに地域の合意が得られた場合にはそれによらないことがで

きるというのが省令で定められております。

今回、委員会でも御説明したように、交通空白地を解消しようということで、あるいはそういうことで、できるだけきめ細かな路線を組んでいきたいというところがございます。道路幅員の狭いところ、そういったところも走っていくことが交通空白地の解消につながるという観点から、車両を10人乗りというふうにさせていただきました。そうしていきますと、どうしても乗客の数というところに制限がかかってくるというところで、地域公共交通会議の中ではそういう理解を示していただいて、同意をいただいたというところがございます。

課長の申しましたように、障がい者の皆さんについては外出支援サービスのほうを御利用いただきたいというところで、トータル的なところではカバーをしていくというところでの整備をさせていただいているというところで御理解をいただいたらと思います。

実友委員長 山下委員。

山下委員 やはりそれは理解できない。私にとってはやっぱり理解できません。というのが、コミュニティバス、市バスです。そして、例えば、車椅子を利用されている方、あるいは足とか手の状態とかが悪くてなかなかバリアフリー対応じゃないと車に乗ることができない方にとったら、コミュニティバスであるのに、目の前を通って行って乗ることができないなんていうような状態は、市として本当にいいのかどうかというところでは、私としてはずっと疑問点を持ったままですし、それからやはり今後、障害者差別解消法が出てくる中、そういったことでコミュニティバスを整備する市というのが、これからそれでいいのかどうかというところには、やはり疑問を残したままになってますので、その点のところをよく考えていただきたいなと思います。

次にいきます。

その下のところの「軍師官兵衛」の放映や官兵衛飛躍の地宍粟、創作人形展に1,500名が参加するなど、市への訪問者の増加、宍粟市のPR、地元への経済的波及につなげることができましたと書いてあって、それでこの成果説明書34ページのまちづくり推進課のところにありますNHK大河ドラマ放映記念碑設置委託料28万8,000円、同写真展使用料及び賃借料32万4,000円、これの説明をお願いします。

実友委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 NHK大河ドラマ放映記念の記念碑につきましては、黒田家が財を成したという目薬の木を夢公園に記念植樹していただいております。植木につ

きましては姫路市から寄贈いただきまして、その記念碑の作成費用が28万8,000円になっております。

また、写真展につきましては、NHKの大河ドラマ放映記念のセミナーを開くと同時に、この写真展を同時開催するその写真の使用料として32万4,000円を支出しております。

実友委員長 山下委員。

山下委員 使用料と賃借料ということですか。

実友委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 使用料及び賃借料という科目設定になっておりますが、使用料として32万4,000円をお支払いしております。

実友委員長 山下委員。

山下委員 このNHK大河ドラマということで大きく取り上げて、それで地元への経済的波及につなげることができましたというふうに書いてあるんですけども、実際にどのぐらいの波及効果があったのか、それをまたこれから先もつなげていくことができるのかお尋ねいたします。

実友委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 具体的な経済波及効果というのは積算等はありませんが、NHK大河ドラマの放映に関して、篠ノ丸城であったり、聖山城址への登山者であったり、来場者等がふえてきているということは聞いております。

また、NHKのセミナーの部分につきましては、市外から多くの方に参加をいただいておりますし、新兵庫史を歩くという形で実施しました山崎のまち歩きにつきましても、市外の方について多くの参加者を得ておりますので、何らかの形で経済での波及効果があったと認識しております。

実友委員長 山下委員。

山下委員 もう一点、別の質問なんですけれども、済みません。成果説明書の42ページの女性によるまちづくり活動支援事業。これは先ほど大畑副委員長が質問されたと思うんですけれども、これがつくられた理由というので、婦人会がなくなったことが一つ大きな理由として挙げられているみたいなんです。それで、この支援事業というのは、確か小学校区単位での活動というふうに決められたと思うんですけれども、それでよかったですか。

実友委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 支援事業の活動につきましては、小学校区単位であったり、町

域であったり、市域、単位自治会での活動以外という形で認識していただいたらと思います。

実友委員長 山下委員。

山下委員 そうしましたら、例えば、女性がこの宍粟市内において福祉とか医療とか教育とかそういったことに関する何らかのことを始めようと思ったら、この事業の対象になるというふうに捉えておいていいんですね。

実友委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 具体的なところにつきましては、活動を開始される前に御相談していただいたらと思いますが、女性団体による創意工夫によって女性団体が行うまちづくり活動という形なので、大きな意味で福祉活動もまちづくりといえ、まちづくりなんですけれども、その福祉の関係で補助メニューがある場合は、やはりそちらのほうで支援をいただくというのが本来の筋なので、そちらのほうでいただいてもらいたいと思いますが、基本的にはなるべくその活動に協力できるよう相談には乗っていきたいと思っております。

実友委員長 よろしいですか。

岸本委員。

岸本委員 今のページで結構です。ちょっと見させていただいて、しそよう元気げんきの大作戦が2,500万円の予算で718万円の実施、女性によるまちづくりが200万円で59万円、そしてコミュニティ組織の強化が319万円で23万円、それはいいんですけども、結果として、今年度の予算を見ますと、また同じ2,500万円とか2,000万円ほどになってましたが、あとは200万円とか、コミュニティはちょっと事業名が変わってますけれども、五百何万円ということで、この予算を組んだときは多分もう年度終わりの12月、半年以上もたって大体ずっとこの推移がわかったときに予算組をしたんだろうに、ということは同じような金額を組んだということはどういう意味だったのかな、よほど何かこの結果をもとに検証した上できちっと仕組みを変えてと、先ほど部長も仕組みを変えるという話がありました。そういう予定が計画があったんだろうなというふうに思って、この新年度の予算書を見たんですけども、その辺もう一回だけ簡単にこの3つの事業で、今年度ほぼ同じような金額の予算を組んだ、実績は去年余りなかった。それが今年度組んだ予算の仕組みの変更とか、考え方の違いについてちょっとだけ簡単に説明してください。

実友委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 御指摘いただきましたとおり、しそよう元気げんき大作戦であっ

たり、女性のまちづくり活動支援、またコミュニティの組織強化事業につきまして、2,000万円以上の額を残しておるわけなんですけれども、先ほどから部長が申しますように、平成26年度に新たなまちづくりを構築していこうという方向性を定めて、平成27年度、28年度という形で徐々にこういった取り組みを進めていきたいと思っております。その取り組みの中で地域へお渡しする活動経費の仕組みもやはり考えていかないというところの課題は捉えておりますが、今現段階でこの金額を抑えて地域活動を衰退することはできないという担当課の思いもございましたので、できるだけ取り組みを進めていくよう今後も推進していきたいと思っております。

実友委員長 岸本委員。

岸本委員 効果のところでは反省を含めて認知度が低かったというふうにも反省されてますが、そのどういうのか、取り組みとしてこの年度、4月以降どういう取り組みの認知度を上げるためにどういう取り組みをされておるんですか。

実友委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 ちょっと記憶が定かではないんですけれども、6月の広報だったと思うんですけれども、元気げんき大作戦については審査会を募集しますという形で応募であったり、またしーたん放送であったり、宍粟チャンネル等々でお知らせをさせていただいております。

女性の団体につきましては、今までどおり市の連合自治会をはじめとして、PRはしておるわけなんですけれども、やはりなかなか実情となかなかかみ合っていない部分があるのかなというところで、課題としては捉えておりました、今後のこの推進の方法というのはいちもう少し考えていきたいと思っております。

実友委員長 岸本委員。

岸本委員 そうですね。多分、今言われたのは去年も同じようなことを多分しーたん放送だとか何とかでされたと思うので、それで認知度が低いということなんで、何か変わった対策が必要じゃないかなと思います。市長が何かやります。地域との座談会のと看とか、いろんな機会も使ってやっていただきたいなと思います。それと今度議会報告会もありますので、そんなものを利用してもらえば結構です。

それと、多分この元気げんきなんかは5年間、最初はちょっと多額ですので、だんだん減らしていくのかどうか知らないけど、5年間補助が続くように聞いたんですけれども、いろんな今までまちおこし事業をやったときに立ち上げのときは補助があったけれども、あとはもうありませんよという結構そういう補助があって、ただ、立ち上げはもちろんいろんな設備だとかいろんなのがかかります、確かに。た

だ、やっぱり継続というのが非常に難しいんですよ。どんな事業でも。そういう意味で継続に対して、もうあんたところは1回分を出したからもうありませんよというのじゃなしに、何かそこへプラスアルファ新しい企画するとか、何かやるたびに何かやっていくとか、あるいは5年間は継続してあげますよとかというようなそういうやっぱり補助の仕方をしていかないとなかなか継続というのは難しいとは思いますが、その辺どうですか。

実友委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 岸本委員御指摘のとおり、今までの活動で補助金がなくなった場合に、その地域活動が衰退していくという課題も私どものほうも認識しております。本年度につきましては、新たな地域の助成事業という形で今までの活動をもう少し支援することによって元気を取り戻していただきたいといったことでその事業も設けております。

しかしながら、やはり今後の地域活動というのは地域の判断によって、選択肢の中で継続していく取り組みであったり、この取り組みについてはやはり無理があるという判断もしていかないといけないと思っておりますので、そういった判断を地域ができるようできる限り地域への交付金という制度を軸に、今後の支援の仕方を考えていきたいと思っております。

実友委員長 岸本委員。

岸本委員 ちょっとほかの質問ですが、自治会の集会所の整備補助がたくさん今回出ております。その基準はどういう基準でかなと思ったら、ここに説明が今日の資料の中に経費の3分の1あるいは戸数に何ぼかけたとかというような形で出てましたので、それに合わせて補助が出たんだろうと思うんですが、最低限といたら、例えば、もうたった10万円ほどの工事でもいいのか、その辺、何か下限はあるんですか。上限についても。

実友委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 改修工事につきましては、100万円以上かかる場合という形で設定をさせていただいております。上限については特に設けてはおりません。

実友委員長 岸本委員。

岸本委員 100万円以上ですね。あとは維持していく、補修修繕でなしに維持管理していくその市内全部のそういう集会所が統一されておるのかどうか、あるいはこのほかに項目でコミュニティ施設清掃業務とか、コミュニティ施設の管理委託、コミュニティ施設の修繕という別にその集会所ではないコミュニティ施設という言葉

があるんですが、これと集会所とはどういうふうに違うんですか。

実友委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 まず、コミュニティ施設につきましては、維持管理料をお支払いしているのは特に一宮の旧村単位にありましたセンター染河内、センター三方、センター三方、センター繁盛のこの4地区の管理料をお支払いしております。これが建てられた経緯等々がありまして、社会教育施設への公民館という位置づけで本来一宮の場合建てられたわけなんですけれども、そういった部分についての補修費であったり、管理費は支払いさせていただいております。山崎地区におきましては、河東、山崎、城下、戸原、それとあと土万につきましては、修繕についてはコミュニティセンターの位置づけで建っておりますので2分の1プラス自治会公民館の改修費上乘せの補助金で修繕等を行っていただいております。この部分につきましては、宍粟市合併後、宍粟市の集落センター条例に基づいて同じ位置づけになっておりますので、これについてはやはり地域へお渡しする施設であるのではないかとということで、合併調整項目になっております。これにつきましては、平成26年度、27年度に地域の皆さんと話し合いながら、今後5年間、平成31年までには譲渡であったり、取り壊す方向で調整のほうを進めさせていただいております。

それと、もう一点自治会公民館につきましては、基本的には自治会活動交付金という形で各自治会へ活動などでこういったことに使われているというところまでは私どものほうは把握しておりませんが、一定の金額の支援はさせていただいております。

実友委員長 岸本委員。

岸本委員 そういう今後5年間ですか。もう合併直後からその話は何とか統一してほしいという話がずっと出てきてもう10年たって、また今から5年という、えっというみんな言う人が多いかと思うんですけれども、できるだけ早急にみんなが納得するような形で統一を図っていただきたいのと、うちは全部掃除もして、自分らで電気代もなにも全部見てるんだというところもあれば、いやいやもう管理代までもらう、ちゃんとやってくれてるんだとかいういろんな話がありますので、ぜひできるだけ早く、5年と言わずに、何とか二、三年のうちに統一してほしいなと思います。

以上です。

実友委員長 ほか、ございませんか。

福嶋委員。

福嶋委員 先ほど言われました岸本委員の元気げんき大作戦ですね。これについてこういう少ない額では本当に宍粟が元気になれないというまずそれを感じております。

そして、前年度、やっぱり2,350万円の予算に対して、1,150万円と1,300万円の残があったという。そこでもやはり同じような指摘をされてます。先ほどもちょっと岸本委員が触れられましたが、そのとおりで同じようなことを言われ、そして検討していきたいというふうに答えられております。それに対してどういうふうな努力をされたのかなというのがまず1点。

実友委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 先ほど岸本委員の質問にもお答えさせていただいたとおり、やはり私どものPRの部分も不足していたのかなとは思っております。

しかしながら、地域づくりに関しましては、一概にお金を使ったから地域活動が衰退しているという部分でもないというふうに私ども地域の話し合いに参加する中でいろいろと考えさせていただくこともございます。

しかしながら、御指摘のとおり、予算措置として不適切ではないかというところも、今後やはり私ども肝に銘じて今後の取り組みを進めてまいりたいと思います。

実友委員長 福嶋委員。

福嶋委員 これは何というか、今まで存在している例えば、ふれあいまつりとか、それを膨らますために何かするというのはだめだと言われている。新しく何かをやるということがまず前提にあるわけですね。

それと、今確認なんですけれども、上限がなんか100万円ぐらいですか。と思っているんですけれども、それでよろしいんですか。

実友委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 今年度、制度を見直しさせていただきまして、コミュニティビジネスであったり、フリーの提案型であったりという制度設計をさせていただいております。それにつきましては、初年度から3年間45万円であったり、初年度から2年間45万円、3年目、4年目と補助金を少なくして何とか自立していただけるようなものを目指していくような形には改正させていただいております。

また、今まで取り組んでいた部分についての支援はないのですが、それと合わせて新たな部分で膨らます部分については、それは補助の対象とはなりません。その新たな部分だけが補助対象としては認めていけるのかなと思っております。

実友委員長 よろしいですか。ほかございませんか。

稲田委員。

稲田委員 総括みたいでおかしくなるんですけども、今補助金の話等たくさんあって、根本的に僕は補助金というのは行政は財団じゃないので、お金を出す側でありますけど、審査会とかあって行政が判断しているということ自体、僕はちょっとそこがおかしいと思うんですけども、市民に一応参画を求めて参加してもらいたいという提案がある以上、例えば、自治会とかで新たなプロジェクトとか考えるときにはなかなかノウハウがないと、その中で逆に行政の関与というのは今まで、例えば、専門な部分であったり、僕はチーム宍粟というのができたときそういうところにも期待してたんですけども、そういうのがあらわれていないので、行政の方たちにこの部分をお願いできませんかという、市民にそこまで企画から最終の決算まで責任をもってというのはなかなか無理なんで、その辺のアドバイス等をしてくださいというようなものはなかったですか、今まで。元気げんき大作戦に対して。

実友委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 まさしく今稲田委員が言われたのが、当初、御質問がありましたコミュニティ醸成事業の部分であります。地域単位で話し合っていたきたいのもしかりなんですけれども、単位自治会でまず始めるというところについてもアドバイザーを派遣することは可能かなと思っておりますので、また御相談していただいたらと思います。

実友委員長 稲田委員。

稲田委員 このメニューを見ますと、やはり一宮町、波賀町、千種町の方がこういういろとされておるということは、やはり本気になってやっていかなあかんという地域の声のあらわれだと思っんです。その部分をやはり自治会においては自治会長の意向であったり、三役さんの意向であったり、ムラができると思っんですけれども、なかなか若い人が自分らがしようと立ち上がってなかなかできるような状態じゃないんで、こういう今までの元気げんき大作戦事業というは、多分僕たちは見られまっすけれども、一般の人はなかなか目にすることはないと思っので、こんな事例があったと。こういう補助金はこういう上限でほとんどの事業が満額近いお金が出てるので、その辺もアピールしていくともう少し変わっていくんじゃないかなと。10万円出るものか、30万円出るものかわからないので、やはり申請するほうもこの補助金に合わせて事業を考えるんじゃなくて、事業に合わせて補助金を宛がうようなシステムに変えていかないと、どうしても補助金の中でするとなると、この事業は元気げんき大作戦に入らない、ほかの補助金というのは、一般の人にはなかなかわ

かりにくいんで、この事業があるんですけどこういうことをしたいんですけど補助金ないですかという問い合わせに対して、ああいった補助金もある、こういった補助金もあるというのをできるだけ広くしていくことが一歩一歩であるけれども、前に行くんじゃないかなと僕は思うんですけども、今現在、なかなかそういう形、ありますよね。

実友委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 その部分につきましてですけども、基本的には山崎管内であれば、市民協働課、ほかの地域によりますと各市民局のまちづくり推進課に御相談していただけたら、やはりこういった補助金がありますよとか、その考えですとこういうふうにされたらどうですかという御相談をさせていただく態勢は整えておるつもりですけども、やはり行政からもやはりその辺のPRももっとしていきたいと思っております。

実友委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 年度末には、例えば、元気げんき大作戦の実績の部分を広報に載せて皆さんにPRしていただいて、こんな地域づくりが行われてますよとかというようなことも過去にはした経過もあるんですけども、そういうことにも努めていきたいと思えますし、今、御存じのとおり、宍粟市の台所事情という4月当初に発行する分については、自治会であったり、各種団体の総会、そういったものに持参させていただいたり、出前講座も含めてさせていただく中で、その中には市民の皆さんに直接関係ある補助制度というのを毎年載せております。

ただ、それが見やすいかどうかというところは、毎年改良を重ねておるんですけども、少し今後、また一考の余地があるのかなとは私どもも思いますけれども、そのあたりを含めてPRをしていきたいなと思っております。

実友委員長 稲田委員。

稲田委員 最初に、その生推協の話があったのと、関連するんですけども、自治会には学校の先生の担当があり、それから市職員としてみんな配置されておると思うんですね。だから、そういった会になかなか頻繁に参加するわけにはいかんと思うんですけども、その辺でちょっとアイデアの交換とか、なかなかお見えにならないので、その交流できるような機会をぜひあるんですから、ぜひ生かさせていただきたいと思えます。

答弁は結構です。

実友委員長 答弁はいいですか。

山下委員。

山下委員 では、質問をさせていただきます。

この44ページにスポーツ活動支援事業というのがあるんですけども、例えば、絵画とか音楽とか、文学の芸術活動の支援事業というようなものはないんでしょうか。聞こえませんでしたか。

実友委員長 ちょっとわかりにくかったんで、もう一度。

山下委員 失礼しました。44ページ、成果説明書のスポーツ活動支援事業というふうなものがあるんですけども、例えば、絵画とか、音楽とか、文学、これらの芸術活動の支援事業というのも私は心のまちづくりには必要だと思うんですけども、こういったものはどのようなものがあるのか教えてください。

実友委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 その件に関しましては、教育委員会の所管で去年に全国的な展覧会等での成績に応じて奨励をするという制度を設けております。教育委員会、社会教育課が担当でその分は行っております。

実友委員長 山下委員。

山下委員 心豊かなまちづくりという意味で、まちづくり推進部のほうでも考えていってほしいと思うんですけども、それはどうしてもそういった教育部とかに関係するものなんですか。

実友委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 今の組織の事務分掌の中で芸術文化というものを教育委員会が所管をしておりますので、今のところはそちらのほうで担当をしているところですよ。

実友委員長 よろしいですか。

山下委員。

山下委員 もうちょっと広い意味で今後まちづくりという観点からも考えていっていただきたいなというふうには思いました。

以上です。

実友委員長 よろしいですか。ほか、ございませんか。

大畑副委員長。

大畑副委員長 再度質問させてください。消防費について2点ほどお願いしたいんですけど、1つは防災センターの管理費の関係なんですけど、これは今年度の補正予算でもちょっと議論になってましたけれども、電気代が非常に多く支出されておしま

す。全体管理費2,900万円ほどありますけれども、そのうちの3分の1約1,000万円が需用費関係になっております。その1,000万円のうちの約7割近くが電気代とか水道代ということで、電気代が大きくウエートを占めているんですけれども、維持管理としては最低必要なのか、何かもう少し改善をする余地があるというふうにお考えなのかその辺を少し御説明いただきたいと思います。

実友委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 施設の老朽化もしていることは事実なんだろうというふうに思ってます。その関係で修繕費とかそういったものに若干経年の劣化による修繕がふえてきているというのは間違いのないのは事実かなと思っています。

今回、9月の補正でさせていただいたものも電気代で補正したわけではなしに、空調が夏前に非常に故障しまして、夏を乗り切るためには修繕をしないといけないというところで、電気代から流用して急遽対応したその補てんという形で補正をさせていただいたというところで、電気代についてはそれぞれ電気料金の高騰等々によって影響を受けるわけですが、施設全体の老朽化というところでは、今後にらんでいかないといけないのかなというふうな認識を今持っております。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 はい、わかりました。ここの防災センターの位置づけが、これはまちづくりも大変だろうなというふうには思っているんですが、これがあるのはやっぱり山崎断層というものがあって、その阪神・淡路大震災を受けてつくられたというふうに思うんですが、非常に県下でも数少ない施設だというふうに思いまして、そういう震災の教訓なり、震災に対する勉強ができる館としての学習館的な役割があると思うんですが、その辺の活用がどれくらい図られているのかちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

実友委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 具体的には課長のほうから答弁させていただきます。

実は、ことしの地域防災計画の改定に伴って、防災会議を開いたわけですが、その中でもある委員の方から、防災教育、防災学習という部分が十分にできていないのではないかという指摘も受けております。それを受けて、今宍粟市として山崎断層を抱えるというこの状況を十分に理解する中でそのことについては力を入れていかなければいけないということで、今その内容について検討を御指示しているところであります。具体的にはちょっと課長のほうから申し上げます。

実友委員長 田路課長。

田路消防防災課長 平成26年度の宍粟防災センターの利用者数につきまして報告させていただきます。見学体験利用者数が1年通しまして、約4,000名、それから、それ以外の貸館的利用者数が年間通しまして、5万7,000名ということになっております。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 ただいまの数字につきましては、推移としてはどうなんでしょうか。ふえている傾向にあるのか減っている傾向にあるのか。その辺はわかりますか。

実友委員長 清水次長。

清水まちづくり推進部次長 ここに手持ちの資料を持っていないんですけれども、大体、貸館業務の中心としまして、貸館業務については横ばい、余り変動がないように記憶しております。

それと体験コーナーにつきましては、若干減っているのかなというような状況でちょっと細かい資料は持っておりません。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 その細かいところをつかんでおられないのは、今もあったように体験であったり、その学習としての防災教育としての役割があると。インストラクターみたいな人もあそこに配置をしてあると、なのにそういう役割が十分果たせていないということの指摘がされているのであれば、もう少しそこに力を入れるとか、何か改善方法を考えていくべきだと思いますけれども、いかがですか。

実友委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 体験の部分については小学生の体験が多くございまして、小学生の人数の減少というのにも影響しているのかなというふうには考えますけれども、特に防災学習という部分については強化をしていきたいと思っておりますので、今後またその実績が示されたならというふうに思っております。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 よろしくお願ひしたいと思います。

それと、あそこの館につきましては、防災会議が持てるような館であったりいろんな機械が備えつけてありますから、その保守管理の委託料とか相当必要になってくるかと思うんですが、実際、全く使っていない、ただ保守管理委託だけをしていかなければいけないということではないかなというふうに思うんですが、市の庁舎がこちらの移転して、防災会議が全部こちらで開かれてて、あそこの役割がなくなっている。その中で維持管理だけを払い続けるというこの辺の矛盾について、ど

のようにお考えなんでしょうか。

実友委員長 清水次長。

清水まちづくり推進部次長 失礼します。今は先ほど部長が申しましたように、今、まさに開館後12年がたっております。今、電気代が年間五、六百万円かかっているんですけども、起震装置、体験コーナーの維持管理の電気代が大きいのかなというふうに思っているんですけども、このままでいきますとどうしてもオーバーホールとか、修繕をかけていかないといけないということがありまして、今、まさに過去の入込者数を調査しながらその今の防災センターの機能を再確認しながら、今後の活用方法。当然、山崎断層帯を抱えているので、当然そういう活動のPRの拠点としてもありますし、総合的に調査をしながら方向性を今まさに出そうとしているところです。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 今、次長から答弁があったのは、地震体験の1階スペースのことじゃないかなというふうに思うんですが、私が言ってますのは4階にそういう防災会議を持つような場所がありましたね。いろんな機能が備わってて周辺がこうテレビでも見られるようなのがあったり、そういう機能が今、全く失われていると思うんです。庁舎がこちらに移転したことによって。ですから、その辺が非常に今、もし使われているんだったらどういうふうに使われているかというのをお聞きしたいんですか。全く使われてなくて保守費用だけ払い続けているんじゃないでしょうかというそのことに対してなんですが。

実友委員長 清水次長。

清水まちづくり推進部次長 大畑副委員長の指摘のとおり使っておりません。物置程度で多分、現在テレビカメラがあるんですけども、県の管理になってまして、それを動かすものだけありまして、ほかはそのスペースの活用についても、今回統一した考えで方向性を出していきたいと思っております。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 わかりました。

また、それについては御報告いただきたいと思います。

それともう1点、最後にいたしますが、決算書257ページ、同じく消防費のところで自主防災組織の育成支援事業補助金が253万9,000円上がっております。再三、私もお願いしています災害時の要支援者に対する取り組みとかもこの自主防災組織が非常に重要だということをいつも答弁をなさっております。

それから、先日ありました関東での大水害、これは避難指示とかが出てる出てないの問題もありますけれども、幾ら役所は避難勧告したり避難指示を出してもなかなかそれが市民にとったら家にいるほうが安全だというような方たちにとって、避難が十分できていない現実があるのかなと思います。今回に限らず宍粟でもそういう状況があるんじゃないかなというふうに思います。やっぱりこの身近な自主防災組織みたいなものをしっかりつくっていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますけれども、この補助金の活用によってどの程度その自主防災組織が育成されていっているのか、少し成果とか報告をいただきたいと思います。

実友委員長 田路課長。

田路消防防災課長 自主防災組織の育成支援事業につきましては、昨年度で調書にも出しておりますが50件の利用がありました。その中で書いておりますように、初期消火でありますとか、そういった訓練でありますとか、消防機材等の購入助成の一部として補助をさせていただいております。

また、自主防災マップ等の作成につきましても補助を出しておりますが、これにつきましては、去年は1件だけだったんですが、ことしにつきましては何軒か複数の自治会からも相談をいただいておりますので、これにつきましてもどんどん活用していただきたいと思いますと考えております。

以上です。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 今、課長が説明いただいているのはどの資料でしょうか。資料は出てますか。

実友委員長 田路消防防災課長。

田路消防防災課長 委員会資料16ページの補助金調書のところです。その中の7番、自主防災組織育成支援事業というところです。

実友委員長 大畑副委員長。

大畑副委員長 わかりました。これは自主防災組織に対して出された補助金なんですけど、私がちょっと知りたいのは自主防災、大体自治会で一自治会ごとにつくっていくんだと思うんですが、市内でそういう組織が今どのぐらいつくられてて、あるいはつくられていないところはどのぐらいあって、今後そういうことの育成をどういうふうに考えておられるかその辺はわかりますか。

実友委員長 吉田副課長。

吉田消防防災課副課長 市内156自治会ありまして、音水と引原が合同でやられて

いるということで、市内155自治会が自主防災会がありますので、市内全域に自主防災会は存在します。

以上です。

実友委員長 4時がきたら終わりたいと思いますので、関連、1人。どうぞ。稲田委員。

稲田委員 今の自主防災組織で自主防災マップということで、多分自治会単位とかでマップをつくるための補助金だと思うんですけども、ちょっとある方から電話があって、ゼンリンさんの地図を複写していいのかと。これは難しい問題で一応著作権の問題があるので、勝手にというよりも市のほうはどう言われましたということを知ったら、使ってくれても結構だということをおっしゃったんで、いやそれはおかしいだろうと。そういう了解をとっていただかないと、後で問題になったらあかんで、その辺もしつくる前に、実はこうこうやって了承をとってくださいという説明が要るんじゃないかなと思うんですけども。

実友委員長 田路消防防災課長。

田路消防防災課長 ゼンリンのそのマップの利用なんですけど、先日ある自治会から自主防災マップの作成ということで相談を受けまして、ゼンリンを使いたいんですけどということなんですけど、これにつきましてはやはり著作権料というものが発生しますので、これはゼンリンに連絡したら許可はくれんですけども、約1万円、配布の数量によってちょっと著作権料が変わってくるんですけども、約1万円の著作権料が発生したわけですが、これにつきましてはこの補助事業の補助対象になりますので、補助対象にさせていただいたらいいんですけども、そういった自主防災マップの相談に来るときには、ゼンリンを使われる際には必ずゼンリンのほうに申請してくださいというような指導はしております。

実友委員長 稲田委員。

稲田委員 ほとんどの方が多分、その地図を使うというか、便利なんで、ですから、もし市としてこの自主防災マップが大事なんであれば、何かデジタル化したようなデータはないんですか。あればそれを提供すれば早いと思うんですけども、ないならば一括でゼンリンさんと交渉されてされるほうがおのこの自治会からすると経費もかさばりますし。

実友委員長 田路消防防災課長。

田路消防防災課長 やはりハザードマップをつくる際にはゼンリンさんの地図を使うのが一番見やすいし、効率的だと思いますので、これにつきましてはこれからゼ

ンリンさんのほうとも相談をしながら調整を図って検討していきたいと考えております。

実友委員長 最後になりますけど、山下委員端的に御質問をお願いします。

山下委員 この防災センターの管理費の関連なんですけれども、この決算書の251ページに電気代が682万6,023円、施設修繕料が272万7,041円というふうに書いてあるんです。先ほど大畑副委員長の説明にも少し説明していただきましたけど、もう少し具体的に詳しくこの電気代がこんなにたくさんかかる、あるいは修繕料がこんなにたくさんかかるその理由を具体的にもう少し詳しく教えていただきたいなと思ったんです。お願いします。

実友委員長 田路消防防災課長。

田路消防防災課長 電気代につきましては、この施設全て電気によりまして冷暖房もしておりますので、その関係と電気代が上がってきたということで、電気代がかさんでいます。

それから、修繕につきましては平成12年竣工なので、それ以降の経年劣化によりまして、至るところ修繕しなければいけない箇所が出ておりまして、そういったわけでこういうふうに修繕料がかさばってきております。

実友委員長 非常に長時間になりましたけれども、これでまちづくり推進部の審査につきましては、終わりたいというふうに思います。

まちづくり推進部の皆さん、お疲れさまでございました。長時間ありがとうございました。

本日の委員会日程は終了しました。

大畑副委員長 次回は、9月17日(木)午前9時より再開します。

本日は、これで散会します。

(午後 4時03分 散会)